

利息制限法 告示

公布 五月十五日

番号 百 号

主査 社



法



利息制限法案 (第三次案)

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

- 元本五万円未満 年一割八分
- 同五万円以上五十万円未満 年一割五分
- 同五十万円以上 年一割三分

2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払つたときは、その支払を清算するに依りて法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五条の規定に従う。

3 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

(みなし利息)

第二条 金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に關する費用は、この限りでない。

(利息の天引)

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一条第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(賠償額予定の制限)

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年大政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)中第一百七条を次

のように改める。

第一百七条 削除

この法律の施行前の契約については、なお従前の例による。

裏面白紙



利息制限法（案）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

- 元本が十万円未満の場合 年二割
- 元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

（利息の天引）

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。（賠償額予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

- 2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第九十五條から第一百七條までを次のように改める。  
第九十五條乃至第一百七條 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金融を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む。）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

(参照条文)

利息制限法 (明治十年九月十一日  
太政官布告第六十六号)

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円未満ハ一ケ年ニ付百分ノ十五一割五分一、百円以上千円未満ハ百分ノ十二一割二分一、千円以上百分ノ十(一割)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 削除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金、棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フル片ハ債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ差出スヘキ「」ヲ約定スル「」アル片概シテ損害ノ

補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スル片ハ之レニ相当ノ減少ヲ為ス「」ヲ得



(参照条文)

商法施行法

(明治三十一年三月九日  
法律第四十九号)

抄

第九十五条乃至第一百六条 削除

第一百七十七条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
事ニハ之ヲ適用セス

裏面白紙

利息制限法案

関 29  
3  
16

請 法

署 法  
總

法 氏

吉 田 春 事 長

裏 面 白 紙

極秘

(昭二九、二、一二民参印)

利息制限法案(第三次案)

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

元本五万円未満	年一割八分
同五万円以上五十万円未満	年一割五分
同五十万円以上	年一割三分

2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払つたときは、その超過部分法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五条の規定に従う。

3 一年分に満たない利息を元六に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

(みなし利息)

第二条 金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に関する費用は、この限りでない。

(利息の天引)

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一条第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(賠償額予定の制限)

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年大政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)中第百十七条を次

のように改める。

第四百七条 削除

4 この法律の施行前の契約については、なお従前の例による。

裏面白紙

極秘

(昭二九、二、一二民参印)

利息制限法案 (第三次案)

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息は、左の制限をこえることができない。

元本五万円未満

年一割八分

4.9%

同五万円以上五十万円未満

年一割五分

同五十万円以上

年一割三分

2 前項の制限をこえる利息の契約は、その超過部分につき無効とする。但し、債務者がその超過部分を任意に支払つたときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五条の規定に従う。

3 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約にあつては、元利金のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなし、前二項を適用する。

(みなし利息)

及三三)

第二条 金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に關する費用は、この限りでない。

(利息の天引)

第三条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として第一条第一項に規定する率により算出した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。(賠償額予定の制限)

第四条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)中第一百七七条を次

のように改める。

第十七条 削除

この法律の施行前の契約については、なお従前の例による。

裏面白紙

29  
3  
3

法 制 局

可形  
手形  
の  
り  
の

其  
ま  
私  
分  
は  
五  
分  
残  
金  
と  
同  
等

合  
公  
帳  
目  
登  
録  
簿  
(換  
金  
帳  
目  
簿)

一  
四  
二

欠  
回  
票  
の  
返  
回  
票  
は  
送  
附  
の  
心  
を  
以  
て  
送  
附  
す  
べ  
し  
と  
す

但  
し  
一  
回  
利  
率  
を  
以  
て  
勘  
定  
す  
べ  
し  
と  
す  
用  
意  
す

法 制 局

<p>◎ 現行の利息の若干限</p>	<p>銀行 借入金 三・五%</p>	<p>その他 三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>
<p>信用三行</p>	<p>四・五%</p>	<p>(百万円以上) 全額 4%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>
<p>協同組合</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>
<p>水産協組</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>
<p>農協組</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>	<p>三・五%</p>

大蔵省より、新法の特長を調査し、その結果を報告する。

上掲保又は別のこの保、  
と同一とする。この保は、  
は同法の特長とする。

20

367  
5  
1825

165  
0  
2190



重利は、利付に於て許せらるるものなるに因りて、  
その利付に於て、

今年に於て、

大なる布告。一、大なること、今年に於て、  
事

運の事

急うは、因りて、

運は、

事

1.25  
 12  
 250  
 115

法 制 局

大八 貸付提出

現五で日利二〇を引立てる才ありあり

ニテ

中全貸付申借後一借戻押の為と大を認めおこる。

日利四角一割五分

借戻金一五言の八割の三分か借戻料 一角五分

貸上付申借後

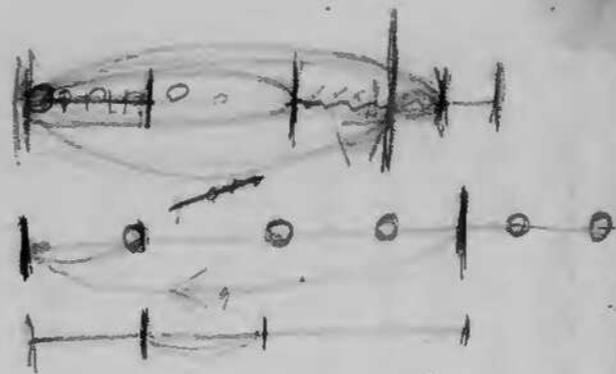
公債付五

百分の二・二五

得音

此の旨を申する所のニ (附記)





Handwritten notes and a small diagram below the main sketches. The notes include the fraction  $\frac{2}{12}$  and some illegible characters, possibly a signature or initials.

# 極秘

(昭二九、三、二民印)

## 利息制限法 (案)

### (利息の利率)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息が左の限度をこえるときは、利息の利率は、その超過部分につき無効とする。

元本十万円未満の場合 年二割  
元本十万円以上百万円未満の場合 年一割八分  
元本百万円以上の場合 年一割五分  
金額が元本及び前項に於ける利率に於て算出した利息の合計額をこえる

② 債務者が元本及び利息の全部を任意に支払つたときは、債権の規定にかかわらず、利息が同項の限度をこえることを理由としてすでに支払つた利息の返還を請求することができない。

### (みなし利息)

第三条 金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に關する費用及び債権の行使の費用を元本として

### (利息の天引)

第四条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額に第十條第一項に規定する率を乗じて得た金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

### (賠償額予定の制限)

第五条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。但し、同条第一項に規定する利率の限度は、その二倍とする。

3 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)中第百十七條を次

手記 420 利率 117  
II I 利率

全期ゆい  
のし  
①  
②  
③  
④  
⑤  
⑥  
⑦  
⑧  
⑨  
⑩  
⑪  
⑫  
⑬  
⑭  
⑮  
⑯  
⑰  
⑱  
⑲  
⑳  
㉑  
㉒  
㉓  
㉔  
㉕  
㉖  
㉗  
㉘  
㉙  
㉚  
㉛  
㉜  
㉝  
㉞  
㉟  
㊱  
㊲  
㊳  
㊴  
㊵  
㊶  
㊷  
㊸  
㊹  
㊺



29  
1/8

法 制 局

24x1 抄本中の各書は此の如し。(残本) 投書部の手紙



三つ折の 冊子の長さの計算。 (231 x 0.2) (231 x 0.2)

$$10\bar{7} - 8\bar{7} = 2\bar{7} \quad 8\bar{7} \times 0.2 = 1.6\bar{7} \quad 2\bar{7} - 1.6\bar{7} = 0.4\bar{7}$$

$$10\bar{7} - 0.4\bar{7} = 9.6\bar{7} \quad 9.6\bar{7} \times 0.2 = 1.92\bar{7}$$

$$1.6\bar{7} \times 1.2 = 0.202\bar{7} \quad 1.92\bar{7} - 1.6\bar{7} = 0.32\bar{7}$$

裏面白紙







三

三川の三三林

みるし 別名は三川くたひん ねんけん、勤つりん

三河の遠田後の一葉の遠田園分 (三河の園分)

四

一葉正に 松平くたひん

裏面白紙

# 極秘

昭二九、三、二民申

29 3 11

## 利息制限法草案

### (利息の専断)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息が左の限度をこえるときは、利息の約定は、その利息がたゞの利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本十万円未満の場合 年二割

元本十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者が元本及び利息の全部を任意に支払つたときは、前項の規定にかかわらず、利息が前項の限度をこえることを理由としてすでに支払つたものの返還を請求することができない。

### (みなし利息)

第三条 金銭を目的とする消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、謝礼金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結に關する費用及び債務の清償の

用は、この限りでない。

### (利息の天引)

第四条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額に算入し第一項に規定する率を乗じて得た金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

### (賠償額予定の制限)

第五条 第一条の規定は、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に準用する。但し、同条第一項に規定する利率の限度は、その二倍とする。

2 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

### 附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廢止する。
- 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の第百十七條を次の

起算して一月を経過した日から

別紙

のよりに改める。  
第百十七条 削除  
この法律の施行前<sup>に締結した</sup>の契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法施行後の経済情勢の変遷に鑑み、金銭の流通  
は、利息の制限を調停する事が必要である。この法、この法  
を改正する現由である。

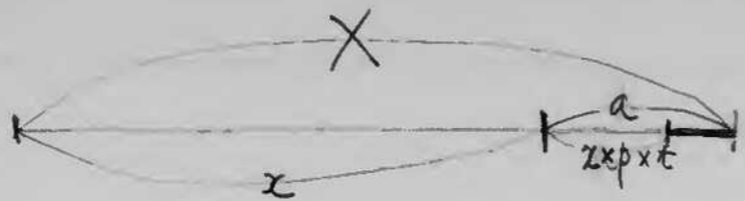
裏面白紙

(賠償額予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の借付の不信行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分については無効とする。

2 第一条第二項の規定は、借付者が前項の超過部分を任意に支払った場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。



$X$  = 約定元本

$x$  = 交付額

$p$  = 割引率

$a$  = 利息額

$t$  = 利息に利息の期間

203

。代の子は其の、一まへにうかへる。

。年倍支るゆ、此のまへにうかへる。まへにうかへる。

法、司

本邦の 令其の目的とする法を以ては、債権の不行による賠償に  
對するは、その賠償額を第一者第一次に限る事の一は、

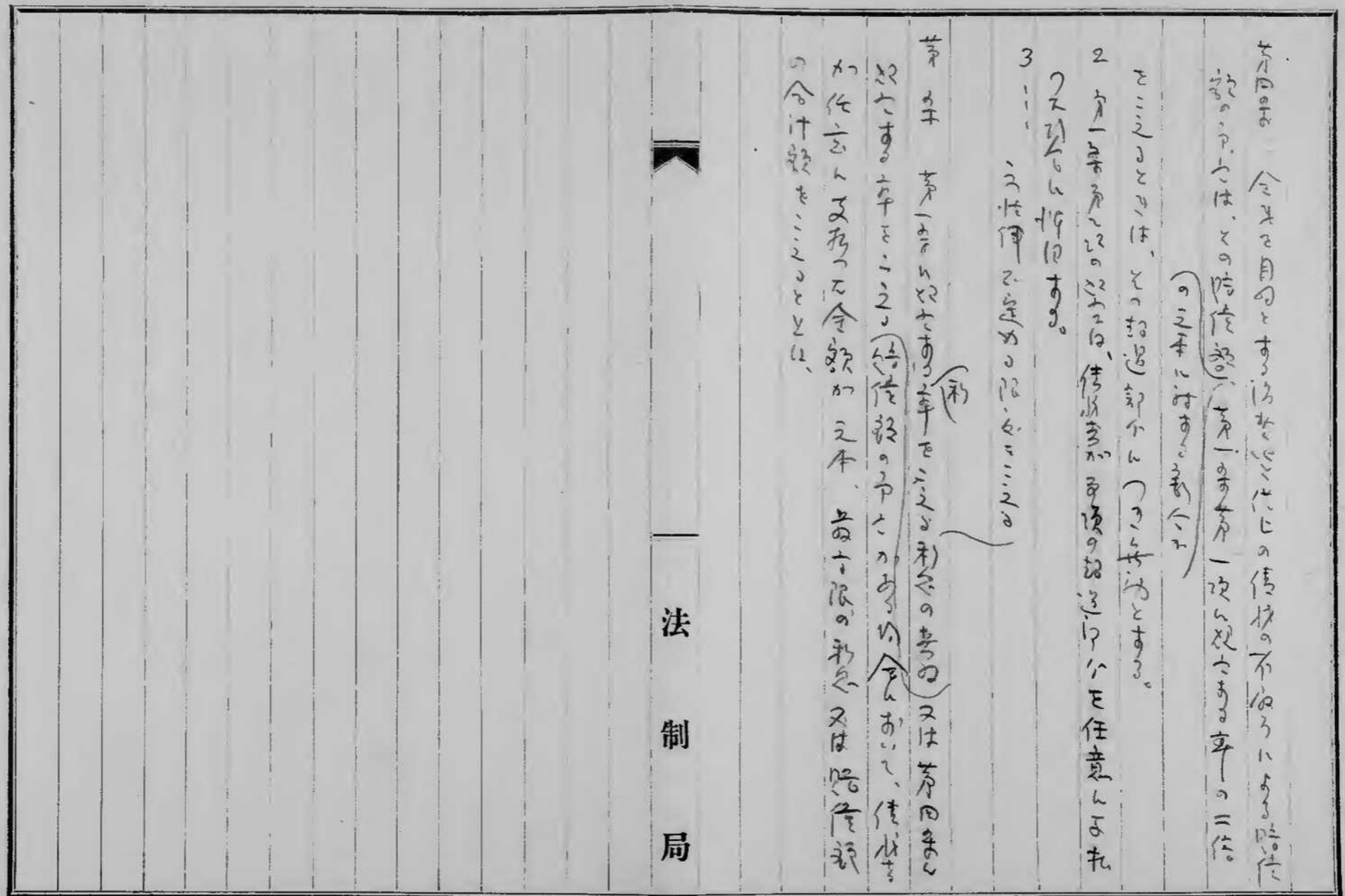
（之本に於ては、第一者第一次に限る事とする。）

2 第一者第一次に限る事は、債権者が受領の額を以て任意に取  
つておこなふに依りてする。

3 第一者第一次に限る事は、債権者の受領の額を以て任意に取  
つておこなふに依りてする。

第一者 第一者第一次に限る事は、債権者の受領の額を以て任意に取  
つておこなふに依りてする。 (債権者の受領の額を以て任意に取  
つておこなふに依りてする) 又は第一者第一次に限る事は、  
債権者が受領の額を以て任意に取つておこなふに依りてする。  
の合計額を以て之とす。

法 制 局





利息制限法

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでなく。

(賠償額予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

29  
3  
15

- 2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第一百七十七条までを次のように改める。  
第九十五条乃至第一百七十七条 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



利息制限法（案）

（利息の最高限）

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

- 元本が十万円未満の場合 年二割
- 元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分
- 元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

（利息の天引）

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。  
（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の并済の費用は、この限りでない。

（賠償額予定の制限）

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

裏面白紙

- 2 利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）は、廃止する。
- 3 商法施行法（明治三十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第一百七条までを次のように改める。  
第九十五条乃至第一百七条 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金融を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む。）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

(参照条文)

利息制限法 (明治十年九月十一日  
太政官布告第六十六号)

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円未満ハ一ケ年ニ付百分ノ十五一割五分一、百円以上千円未満ハ百分ノ十二一割二分一、千円以上百分ノ十(一割)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 削除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フル片ハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ差出スヘキ「」ヲ約定スル「」アル片概シテ損害ノ

補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スル片ハ之レニ相当ノ減少ヲ為ス「」ヲ得



(参照条文)

商法施行法 (明治三十一年三月九日)  
法律第四十九号 抄

第九十五条乃至第一百六条 削除

第一百七十七条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
事ニハ之ヲ適用セス

裏面白紙

利  
息  
制  
限  
法  
案

利息制限法

(利息の最高限)

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

2 債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない。

(利息の天引)

第二条 利息を天引した場合において、天引額が債務者の受領額を元本として前条第一項に規定する利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分は、元本の支払に充てたものとみなす。

(みなし利息)

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

(賠償額予定の制限)

第四条 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条第一項に規定する率の二倍をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

2 第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する。

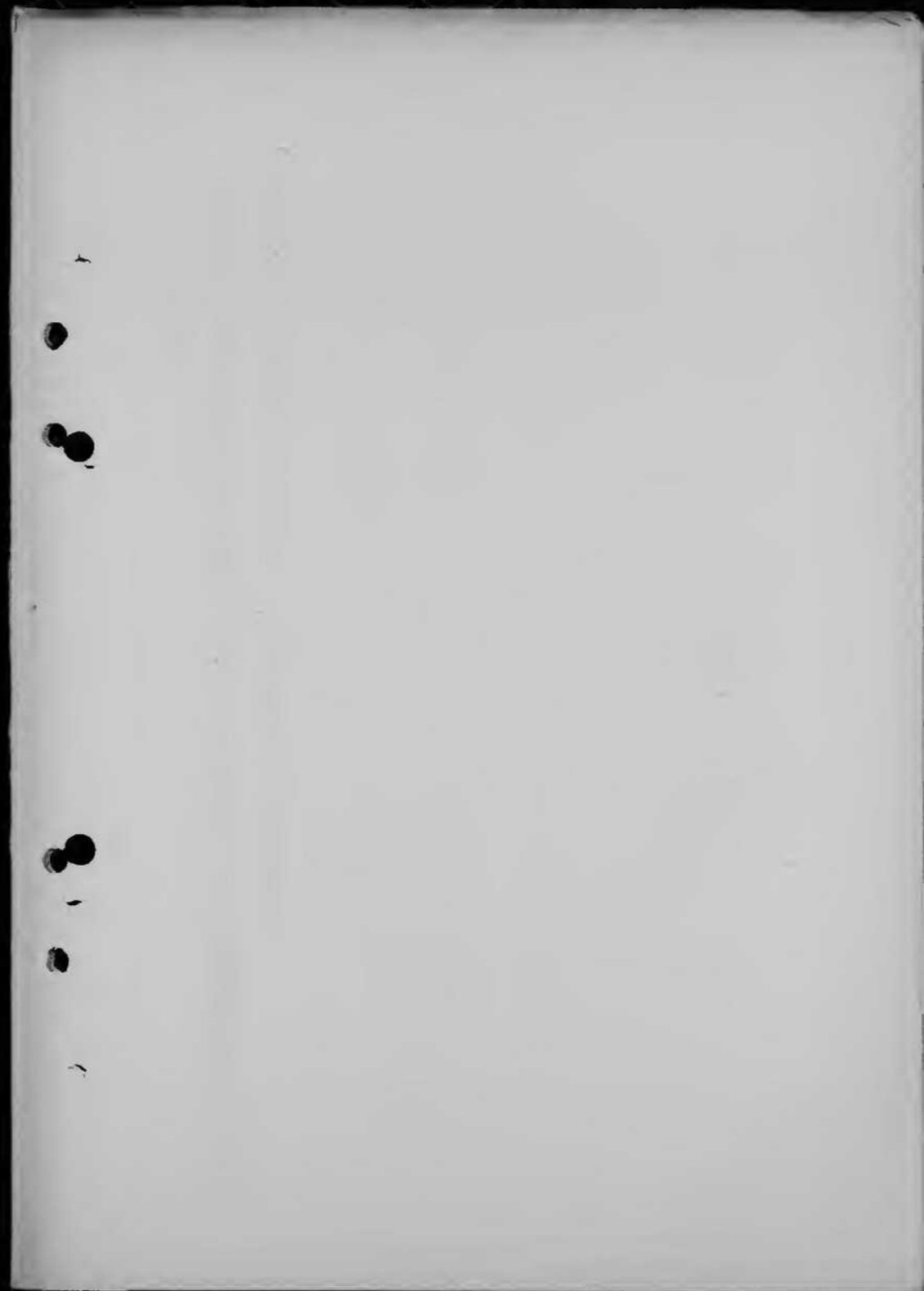
3 前二項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 利息制限法(明治十年太政官布告第六十六号)は、廃止する。
- 3 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第九十五条から第百十七条までを次のように改める。  
第九十五条乃至第百十七条 削除
- 4 この法律の施行前になされた契約については、なお従前の例による。

理由

利息制限法の施行後の経済情勢の変遷にかんがみ、金銭を目的とする消費貸借上の利息の制限を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む。）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む。）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。



利息制限法案要綱

第一 金銭消費貸借上の利息の最高限は、次のとおりとすること。

元本が十万円未満の場合 年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合 年一割八分

元本が百万円以上の場合 年一割五分

第二 利息を天引した場合においては、天引額のうち受領額を元本として第一の利率により計算した額をこえる部分は、元本の支払に充てたものとみなすこと。

第三 金銭消費貸借に關し債権者の受ける元本以外の金銭は、原則として利息とみなすこと。

第四 金銭消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（違約金を含む。）につき、制限を設け、その最高限を利息の最高限の二倍とすること。

### 利息制限法案提案理由説明書

利息制限法案について提案の理由を説明いたします。

現行の利息制限法は、明治十年の公布にかかり、その後明治三十一年及び大正八年の二回にわたり改正され、今日にいたつていゝものであります。この間におきましてわが國の經濟情勢は著しく變遷し、殊に戦後においてはその旧態を一変したのであります。その結果、利息制限法は、今日の國民經濟生活に適合しないものとなつたのであります。そこで、政府は、現下の經濟情勢にかんがみ、金融機關一般の金利の實情及び動向を參酌いたしましたして、新時代の國民經濟生活に適合するように利息の限度を改めその他これに関連する規定をあらたにするため、現行利息制限法を廃止し、これに代えて新たな利息制限法を制定するのを適當と考へまして、この法律案を立案したのであります。

この法律案の要点は、次に述べる四点であります。

先づ、第一は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の最高限を改

めたことであります。

現行法におきましては、大正八年の改正以来金銭消費貸借上の利息は、元金百円未満は年一割五分、元金百円以上千円未満は年一割二分、元金千円以上は年一割をもつて制限されこの限度をこえては裁判上請求できないことになつておりますが、この制限は今日の經濟生活の實情に適しないものでありますので、元本十万円未満の場合には年二割、元本十万円以上百万円未満の場合には、年一割八分、元本百万円以上の場合には、年一割五分をもつて制限することにしたのであります。

改正の第二は、利息を天引した場合に關し新に規定を設けたことであります。

従来、利息制限法の制限をこえる利息を天引した場合の効果につきましましては、利息制限法の適用上疑義があつたのであります。この際この疑義を一掃するため、天引額のうち債務者の受領額を元本として正規の利率により計算した金額をこえる部分は、元本の支払

に充てたものとみなすことと致しました。

改正の第三は、二銭消費貸借に關す債権者が受けた元本以外の金  
證は、原則として利息とみなしたことであります。

茲に附録として全銀消費貸借に關し、貸主が元利金の外に、礼金、  
割引金、手数料、調査料等の名義で金銭を徴するものがあるのでは  
ありませんが、これらの三銭は、一面におきまして、実質上利息とみら  
れる点があり、他面、このやうな名義で多額の金銭を徴し、利息の  
制限を潜脱する手段ともなつていたのであります。従つて、契約締結  
の費用とか弁済の費用とか、利息に該当しないことの明かな費用は別  
とし、債権者が消費貸借に關し債務者から受けた元本以外の金銭は、  
利息とみなすこととしたのであります。

改正の第四は、金銀消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予  
定についての制限を設け違約金の定についてはこれを賠償額の予定  
とみなしたことであります。

金銀消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定及び違約金の

定については、現行法におきましては、その類が債権者の事実受け  
た損害に比し不当であると裁判所が思料したときに相当の減額をす  
ることができるとなつており、これは商事には適用されないこ  
とになつていたのであります。賠償額の予定又は違約金に名をか  
りて利息の制限を免れることが容易に行われる弊害があり債務者の  
保護に欠けるところがありますので、これをも制限することとした  
のであります。

以上がこの法律案の提案理由の概要であります。なにとぞよろし  
く御審議の程をお願いいたします。



利息制限法（明治十年九月十一日）  
太政官布告第六十六号

第一条 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト「法律上ノ利息」トス

第二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円未満ハ一ケ年ニ付百分ノ十五（一割五分）百円以上千円未満ハ百分ノ十二（一割二分）千円以上百分ノ十（一割）以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三条 削除

第四条 第二条ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金率利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五条 返還期限ヲ違フルハ負債主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金料料等ヲ差出スヘキヲ約定スルアル概シテ損害ノ

補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不当ナリト思量スルハ之レニ相当ノ減少ヲ為スヲ得

(参照条文)

商法施行法 (明治三十二年三月九日)  
法律第四十九号) 抄

第九十五条乃至第一百六条 削除

第一百七十七条 明治十年第六十六号布告利息制限法第五条ノ規定ハ商  
事ニハ之ヲ適用セス

裏面白紙

利息制限法案逐条説明

法務省民事局

裏面白紙

112/2

利息制限法案逐条説明

第一条

本条は、現行法第二条に代る規定である。現行法第二条は、元本を百円未満、百円以上千円未満、千円以上の三段階に分ち、利息の最高限度をそれぞれ一割五分、一割二分、一割と定めていたが、百円、千円をもつて線を引いた元本の区分は、明治十年以来のもので、現在の貨幣価値から見ると甚だしく不合理なものとなつてゐる。また、利率の最高限度は、大正八年の改正までは二割、一割五分、一割二分の三段階であつたものが、大正八年以来現在どおり改められたのであるが、現在の経済状態に照すと、すべての場合の貸金に通ずる利息の最高限度としては妥当でなくなつてゐる。かような点が、現行法の古めかしい表現と相まつて、利息制限法を軽視する傾向をもたらしめた原因となつてゐる。よつて、元本の区分及び利率の限度をそれぞれ本条の通り改めようとするものであるが、十万円、百万円をもつて線をひいたのは、必ずし

も貨幣価値の比例のみによつたのではなく、いわゆる庶民金融と称せられるものゝ実状、金融機関による貸付金利の取扱基準等を参酌したわけである。利率は、正規の金融機関による貸付金利のすう、勢等を考え、現在においては、すべての場合における利息に通ずる最高限度としては、二割、一割八分、一割五分程度を相当とみたのである。

現行法においては、限度をこえる部分の利息の約定を、裁判上無効としている。裁判上無効とは、裁判所においては無効のものとして取り扱われるが裁判外では無効ではなく、裁判外で債務者が任意に支払つたときは、その返還の請求ができないという解釈が多年の判例となつてゐる。もつとも学説の多くは、裁判上無効とは法律上無効と同意義であると解してゐる。本条第二項は、このように裁判上無効という学説上疑義のある表現を用いることを避けてしかも判例の解する裁判上無効と同じ効果を認めようとするものである。

利息の私法上の制限の方法については、種々の考え方がある。貸金の利息は経済法則によつて定まるもので、これを法律をもつて制限しても実効は期待し難いから、契約自由の原則により当事者の自治に委せ、ただ債務者の窮迫無知に乗じて不当の高利を定めた場合にのみ具体的事案ごとに裁判所の判断によつて減額させることにするをもつて足りる、尠くとも利息を一定率をもつて制限することは、消費生活のための貸金、すなわち消費信用の場合だけに限り、生産活動のための貸金、すなわち生産信用の場合においては、利息は当事者の自治に委せてよい、という考え方がある。しかし、債務者が訴を提起し又は抗弁を提出して減額を請求しなければならぬということでは、債権者の圧迫から債務者を保護するという社会政策的な立法目的を達することは、多く期待することができない。窮迫無知に乗じて高利を定めたかどうか、年何割をもつて不当の高利と認めるか等立証上及び認定上に困難な問題が伴う。また、消費信用と生産信用とを明確に区別するこ

とが困難な場合が多いのみならず、生産信用にあつても、極端な高利を強いられる場合は、健全な生産活動の継続は不可能となる場合が多いのであつて、利息の制限が無用であるとはいひ難い。もとより経済法則に逆行して私法上の契約の効力を制限しても、完全な効果は期待し難いとしても、尠くとも債権者の側から裁判又は強制執行により国家権力をかりて強制的に高利を取り立てることを禁止することは有効になし得るところであり、しかも、これにより債務者保護の目的も達し得るのであつて、現行法もその意味においては有効な働きをしているのである。本法律案は、利息の私法上の制限に関しては、現行法の政策をそのまま踏襲したわけである。

債務者保護のためには、本条第二項と異り、制限超過の利息を支払つたときは、その返還の請求をすることができるとする方が、徹底するのであるが、そこまで徹底すると却つて金融の途をふさぐおそれもあるので、この点においても現行法の内容を踏



製した。

なお、先に本国会に提案され、目下大蔵委員会において審議中の「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案」との関係につき、一言する。現在一般に利息を抑制する法律としては、利息制限法の外に、物価統制令（第九条の二）があり、暴利行為となる不当の高利について罰則の定め（十年以下の懲役又は十万円以下の罰金）がある。しかし、不当の高利という抽象的な基準では、取締に困難で、この罰則によつては殆んど実効をあげていない。一方貸金業者については、貸金業等の取締に関する法律があり、業務方法書に利息を記載して大蔵大臣に届け出ることになつてゐるが、運用上利息が日歩五十銭をこえるときは、届出を受理しないこととし、貸金業者が業務方法書に記載した利息をこえて利息を徴したときは、刑罰を科する方法により利息を抑制してゐるが、日歩五十銭の利息が現状においては高きに失することは、いうまでもない。今般、別の理由により貸金業法を廃止するに当

り、高金利の取締に関してもかかる迂遠な方法を排し、また物価統制令の運用上の不便を回避するため、新に「出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案」第五条において、日歩三十銭をこえる高利に対し罰則（三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金又はこれらの併科）をもつて臨むこととした。この罰則と利息制限法とにより、利息を三段構えをもつて抑制しようとするのである。すなわち、利息制限法の限度内の利息は、裁判所に訴をもつて請求し、国家権力による保護を受けることができる。この限度をこえ、日歩三十銭までの利息は、裁判所に訴をもつて請求することはできないが刑罰の制裁は受けない、日歩三十銭をこえると刑罰の制裁があるということになる。

更に臨時金利調整法との関係について、一言する。現在、金融機関の金利については、利息制限法による制限の外、臨時金利調整法第五条の規定により、日本銀行政策委員会においてその最高限度を定め、これをこえて契約し、支払い又は受領してはならな

いという制限が加えられているが、臨時金利調整法による金利の制限は、金融機関のみを対象とし、主として金融機関相互間の競争を排除するための金利統制を目的とするものであり、利息制限法が弱者保護を目的とするとの趣を異にする点から考慮して、臨時金利調整法は利息制限法の適用を排除するものではなく、各別個の効力を有するものと解されている。すなわち、利息制限法の定める制限をこえる利息は、臨時金利調整法に基き定める金利の最高限度をこえると否とを問わず、裁判上無効である。臨時金利調整法に基き定められる金利の最高限度をこえて利息を徴するときは、利息制限法の制限をこえると否とを問わず、法令に反する行為があつたものとして銀行法第二十三条信託業法第十九条保険業法第十二条等の規定により主務大臣が取締役、監査役の解任もしくは事業の停止を命じ又は事業の免許を取消し得べきこととなるものと解されている。本法案と臨時金利調整法との関係も右と全く同様である。臨時金利調整法に基き定められた金利の最高

限度が利息制限法の制限の範囲内にとどまることは、望ましいことではあるが、利息制限法による利息の制限が民事上の効果のみを考慮し、別に出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律によつて罰則をもつて臨む利息の限度が定められるものとすれば、このことを前提として行政官庁が行政監督上の金利の最高限度を定めることは、いささかも利息制限法の趣旨を害うものではない。

## 第二条

本条は、利息の天引の効果を定めたもので、新設の規定である。現行法には、利息を天引した場合について、別段規定がないので、利息制限法がどう適用されるかについては、消費貸借の要物性、すなわち、現実に金銭を授受するか、少くとも金銭授受と同視すべき経済上の利益を与えた事実がなければ、消費貸借が成立しないと民法の原則と関連して解釈上疑義を免れないところであつた。最も合理的であるとされている解釈は、天引額のうち、利息制限法の限度内の利息に相当する額は、経済上現金授受と同視すべき利益の交付があつたもの、すなわち、要物性をみたすものとして元本を算出する見解であるが、これによると長期間の利息を天引したときは限度内の利息であつても利息の総額がかさむ結果、手取額に比しはるかに多い元本債権を認めることとなり、更にこれを修正する理論が必要となつてくるのである。よつて、本条においては、一部の有力な学説に従い、受領額に対する最高

限度の利息に当る金額を受領額に加えた額のみにつき元本債権の成立を認めることとしたのである。本条の表現は、やや技術的に過ぎてわかりにくい嫌があるが、要するに、利息を天引した場合における元本の計算方法を規定したものである。

## 第三条

本条は、現行法第四条にあたる。貸主が利息の外に礼金、割引金、手数料、調査料等を徴すことがあるが、これらのもの多くは、元本使用の対価、すなわち、利息の実質を有するのみならず、これらの名義を用いて利息の制限を潜脱することを防ぐ必要があるので、これを利息とみなすこととした。もつとも、契約の締結及び債務弁済の費用たる実質を有するものは、元本使用の対価ではないから、これを利息とみなさない。これらの費用は、当事者の合意により債務者負担となる場合があるわけである。

## 第四条

本条は、現行法第五条に代る規定である。

民法第四百十九条によれば、金銭債務の不履行による損害賠償の額は、約定利率があるときは約定利率により、約定利率がないときは法定利率による。この場合、約定利率が利息制限法の限度に抑えられる結果、損害賠償額も当然これと同じ率をもつて制限される（実際の損害額とは関係なく）。当事者が特に債務不履行による賠償額を予め定めたとときは、民法第四百二十条にいう賠償額の予定であつて、約定利率とは関係なく別に定めることができ、裁判所はその額を増減することができないことになつてゐる。この場合も実際の損害額とは関係なく予定額を請求できる。現行利息制限法第五条は、賠償額の予定に関する民法の規定の例外をなすものであつて、裁判所が実際の損害に比し、不当に高額であると認めるときは、減額することができることになつてゐる。もつとも、商事にはこれが適用されず、商事の金銭債務に関する賠償額の予定は、民法の原則に戻り、完全に契約の自由が認められてゐるわけである（商法施行法第一百七条）。

現行法第五条は、賠償額の予定につき完全な契約の自由を認めるのに比すれば、債務者の保護となることはいうまでもないが、具体的事案ごとに裁判所の裁判によらなければ減額されないのは不便であり、実際の損害額に比し不当に高額であるという証明及び認定は困難であり、債務者の保護に十分でない。よつて一率に賠償額を制限することが債務者保護に適するが、一面、債務の履行を確保するため、約定利息よりも高い率による賠償額を予定することができる余地を認めることが適当と考えるので、この率を約定利息の限度の二倍まで認めることとしたのである。

また、巨額な賠償額を予定して不当に債務者を圧迫する手段とすることを防止することは、商事に關する否とを問わず、一般的にその必要があると考えられる。商事債權といつても、単に商人間の債權のみをいうのではなく、商人が商人でない者に貸し付ける金銭債權貸借による債權をも含むのであるから、貸金業が多く株式会社の増資をもつて行われる現状にあつては、商事債權は金銭

消費貸借のうち大きな領域を占めており、これが不履行による賠償額の予定を制限するか否かは庶民の生活に大きな影響をもつものといわなければならぬ。のみならず、実際の運用から見ると、商事債権の名の下に現行第五條は殆んどその適用を潜脱されている実状にある。一もつとも、極端に高率を賠償額の予定は、裁判所においては公序良俗に反するものとして無効とされているが、公序良俗という抽象的標準では運用上不統一を免れず、日歩五十銭という高率の損害金も公序良俗に反しないと判断された例もある。この故に、本法草案では、商事につき例外を認めないこととしたのである（附則第三項）。

次に、違約金は、債務不履行の場合に支払うことを約定した金銭であつて、賠償額の予定であることがあり、違約罰であることがある。民法によれば、違約金は賠償額の予定と推定することとなつており、反証が許されるが、賠償額の予定と然らざる違約金とは實際上区別が困難であり、違約罰等の語を用いることにより賠償額の予定の制限を潜る余地を残すことは、本條第一項の効果の大半を無にすることになるので、本條の適用については、違約金はすべて賠償額の予定とみなすこととした。

#### 附則

第一項及び第二項については、別段説明の要をみない。

第三項については、前述した。

第四項は、不遡及の原則に従つた。旧法において裁判上無効とされた契約を、新法施行後有効とすることは、妥当でないからである。

第十九回国会提出

利息制限法（案）参考資料

法務省民事局

正誤表

頁	一	二	六	一〇	一五
行	一 終	二 終	残高の金額欄中 下から十役目	貸付金の 最高額 昭和 32 31 29 24	月中新規貸付の 金額欄中 下から四役目
誤	定メサル時 スヘキ手ヲ スル事アル時 違フル時 スル時ハ 為ス事ヲ	定メサル時 スヘキ手ヲ スル事アル時 違フル時 スル時ハ 為ス事ヲ		2.069.718 (簡便)	2.067.718
正	定メサル件 スヘキアルヲ スル件 違フル件 スル件ハ 為ス事ヲ	定メサル件 スヘキアルヲ スル件 違フル件 スル件ハ 為ス事ヲ	1.001 79194	3.04 2.93 3.34 2.93 4.44 4.44 4.44	2.067.718

目次

一	利息制限法（明治十年大政官布告第六十六号）	一
一	臨時金利調整法第二條第一項の規定に基き金融機關の金利の最高限度を定める告示（昭和二十三年大藏省告示第四号）抄	三
一	全国銀行貸付（手貸、証貸）金利別残高調（第一表、第二表）	四
一	銀行預金貸出実行金利調（東京）及びグラフ	一〇
一	相互銀行及び信用金庫貸出金利調	一二
一	全国相互銀行（含兼営会社）貸出金利率別残高内訳調	一三
一	相互銀行及び信用金庫の貸出金額別調	一五
一	廣屋營業の貸金額	一六
一	貸金業者資金量調	一九
一	貸金業者受取款	二〇
一	貸金業者金利調	二一



利息制限法

明治十年九月十一日太政官布告第六十六号

利息制限法左ノ通相定候條此旨布告候事

第一條 凡ソ金錢貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息トシ法律上ノ利息トス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下

ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十<sup>割</sup>百圓以上千圓以下百分ノ十五<sup>割</sup>千圓以上百分ノ十二<sup>割</sup>以

下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ヲ定メサル時裁判所ヨリ言渡ス

所ノ者ニシテ元金ノ多少ニ拘ラス百分ノ六<sup>分</sup>トス

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外悉テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金持利等ノ名目ヲ用ル者

アルモ悉テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フル時ハ貸主ヨリ債主ニ対シ若干ノ償金罰金違約金料料等ヲ差出

スヘキ事ヲ約定スル事アル時概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ爭案受ケ

タル損害ノ補償ニ不審ナリト認量スル時ハ之レニ相當ノ減少ヲ為ス事ヲ得

明治三十一年六月二十一日法律第十一号

利息制限法中左ノ通改正ス

第三條ヲ左ノ通改ム

第三條 刑 除

大正八年四月十一日法律第五十九号

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中、元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)千圓以上百分ノ十二(一割二分)以下トスレヲ「元金百圓未満ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五(一割五分)百圓以上千圓未満ハ百分ノ十二(一割二分)千圓以上百分ノ十(一割)以下トスレニ改ム

臨時金利調整法第二條第一項の規定に基き金融機関の

金利の最高限度を定める告示

(昭和二十三年一月十日)抄  
大蔵省告示第四号

五、銀行の貸付の利率、手形の割引率及び当座貸越の利率の最高限度

輸出前貸手形(日本銀行輸出前貸手形制度の適用又は

準用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち日本銀

日歩一錢九厘

行再割引適格手形及び輸入決済手形(輸入買債手形を

含む。以下同じ。)の割引

日本銀行再割引適格商業手形の割引

(1) 一件の金額が三百万圓を超えるもの

日歩二錢一厘

(2) 一件の金額が三百万圓以下のもの

日歩二錢二厘

日本銀行スタンブ手形、輸出前貸手形(日本銀行再割引適格手形及び輸入決済手形を除く。)農業手形、漁業手形及び漁業手形と同一の条件で日本銀行が担保に徴する奥

業信用基金保証手形の割引並びに貸付

(イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの

日歩二銭三厘

(ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの

日歩二銭四厘

その他の手形の割引並びに貸付

(イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの

日歩二銭四厘

(ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの

日歩二銭五厘

当座貸越

恒し、

(1) 貸付並びに輸出前貸手形（日本銀行再割引適格手形及び輸入決済手形を除く。）及び輸出前貸手形以外の手形の割引については、特に日本銀行政策委員会承認を得たものに限る。右最高限度にかかわらずそれより一厘高とすることを得る。

(2) 返済期限一年以上の貸付、融資準則上の産業資金貸出優先順位表内に属するもの

のに対する貸出、一件の金額百万円以下の貸付並びに輸出前貸手形（日本銀行再割引適格手形及び輸入決済手形を除く。）及び輸出前貸手形以外の手形について、金額百万円以下のもの割引については適用しない。

(3) 実施日前において既に右最高限度を超えてなされた貸出については適用しない。

六、信託会社（指定金銭信託資金）保険会社（保険約款による契約者に対する貸付を除く。）及び農林中央金庫（系統機関に対する貸出を除く。）の貸付の利率及び手形の割引率の

最高限度は、差当り銀行の当該利率の最高限度に、信託会社及び保険会社については二厘を、農林中央金庫については一厘を加えたものとする。

但し、右機関は成るべく銀行の貸出利率の最高限度に同調するようにとあるようにする。

七、コールローン（翌日物）の利率の最高限度 日歩一銭一厘

八、コールローン（翌日物）のブローカレイズの最高限度 日歩一厘

全国銀行貸付(手貸・証貸)

(単位百万円)

昭和二十八

銀行名 金利	十一大銀行計		地方銀行計	
	残高	前月比	残高	前月比
無利息	522	163	1,150	-223
1%以下	2,283	-175	897	-8
1.1%	4,104	-12	38	-8
1.2%	96	-1	72	8
1.3%	1,955	352	525	-150
1.4%	203	25	395	209
1.5%	3,783	954	1,159	328
1.6%	1,975	151	1,932	111
1.7%	3,113	227	1,171	63
1.8%	9,125	311	4,918	127
1.9%	188,142	6,844	29,769	1,313
2.0%	5,287	67	22,984	417
2.1%	1,370	-87	6,495	35
2.2%	4,705	-734	9,044	-375
2.3%	42,416	-1,975	24,014	-737
2.4%	354,261	10,793	134,790	3,909
2.5%	63,673	1,740	68,582	1,799
2.6%	23,109	582	30,711	571
2.7%	17,370	669	19,045	479
2.8%	28,310	5,744	50,884	1,489
2.9%	2,441	-154	11,408	418
3.0%	29,557	-5,345	30,003	-114
3.1%	611	-25	1,958	-1
3.2%	703	-519	6,209	-43
3.3%	3,419	48	3,517	85
3.4%	6	-1	596	-246
3.5%	148	2	5,136	390
3.6%以上			213	-
計	792,700	19,648	467,628	9,849

金利別残高調(第1表)

年十一月末

日本銀行検査局

普通銀行計			
全額	割合	前月比	
		金額	割合
1,673	0.13	-60	-0.01
3,181	0.25	-183	-0.02
4,142	0.33	-20	-0.01
169	0.01	6	0
2,480	0.20	201	0.01
599	0.05	235	0.02
4,943	0.39	1,283	0.09
3,908	0.31	263	0.01
4,285	0.34	290	0.02
14,044	1.12	439	0.01
217,911	17.29	8,158	0.25
28,271	2.24	484	-0.02
7,865	0.63	-52	-0.01
13,750	1.09	-1,110	-0.11
66,430	5.27	-2,712	-0.35
489,051	38.80	14,702	0.26
132,255	10.49	3,540	0.03
53,820	4.27	1,154	-0.01
36,415	2.89	1,148	0.03
78,194	6.28	7,233	0.43
13,850	1.10	263	0
59,561	4.73	-5,459	-0.55
2,569	0.20	-26	-0.01
6,913	0.55	-563	-0.06
6,936	0.55	133	0
602	0.05	-248	-0.02
5,284	0.42	393	0.02
213	0.02	-	0
1,260,328	100	29,497	0

全国銀行貸付(手貸)

(単位 百万円)

昭和二十八

銀行名 全利	信託銀行計(銀行勘定)		債券発行銀行計	
	残高	前月比	残高	前月比
無利息	17	-1	4	-
1%以下	66	-79	55	-122
1.1%			1	0
1.2%	10	-3	26	-
1.3%	10	0	906	209
1.4%	30	20	56	-1
1.5%	98	-28	96	-2
1.6%	129	24	183	38
1.7%	41	0	219	-32
1.8%	522	237	758	-41
1.9%	5,287	194	21,566	664
2.0%	453	-93	1,259	40
2.1%	71	13	579	18
2.2%	229	-7	219	-66
2.3%	1,469	-101	5,107	-387
2.4%	9,626	820	75,566	4515
2.5%	851	-110	11,105	74
2.6%	817	6	3,588	475
2.7%	517	-118	3,076	305
2.8%	859	-17	3,138	68
2.9%	69	9	13,446	1,392
3.0%	1,411	-38	55,423	-513
3.1%	146	18	90,007	1,160
3.2%	371	-11	42,651	991
3.3%	15	7	1,539	6
3.4%			23	1
3.5%	9		75	2
3.6%以上	1			
計	23,136	740	330,683	8,799

証貸)金利別残高調(第2表)

年十一月末

日本銀行考査局

全国銀行計			
残高		前月比	
金額	割合	金額	割合
1,695	0.11	-61	0
3,303	0.20	-385	-0.03
4,144	0.26	-20	0
206	0.01	2	0
3,396	0.21	411	0.02
685	0.04	253	0.01
5,137	0.32	1,252	0.07
4,220	0.26	326	0.01
4,546	0.28	258	0.01
15,326	0.95	635	0.02
244,765	15.16	9,016	0.19
29,985	1.86	432	-0.02
8,516	0.53	-19	-0.01
14,199	0.88	-1,184	-0.10
73,007	4.52	-3,201	-0.32
574,244	35.58	20,039	0.39
144,211	8.94	3,504	0.01
58,226	3.61	1,636	0.02
40,010	2.48	1,336	0.02
83,191	5.15	7,284	0.33
27,366	1.70	1,665	0.07
116,395	7.21	-6,012	-0.56
92,724	5.74	1,152	-0.07
42,936	3.09	417	-0.05
8,491	0.53	147	0
625	0.04	-247	-0.02
5,369	0.33	395	0.01
215	0.01	-	0
1,614,148	100	39,037	0

銀行預金

日	貸付金			割引手形			百五會社			進		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	平均	
1			3.84							3.3	150	
2			3.70							3.3	152	
3			3.78							3.3	148	
4			3.84							2	3.3	147
5			3.70							3	3.5	150
6			3.51							4	3.3	145
7	4.43	1.84	3.53							3.3	141	
8	4.73	1.92	3.23							3.3	142	
9	4.91	1.64	2.98							6	3.27	134
10	3.25	2.47	2.73							7	3.30	135
11	4.11	2.19	2.85							8	3.50	137
12	4.11	2.19	3.29	3.30	2.50	2.80				9	3.60	130
13	4.93	2.47	3.59	4.00	2.00	2.97				10	3.61	134
14	4.93	2.73	3.84	4.00	2.10	2.98				11	3.30	135
15	3.29	1.97	2.77	3.80	2.00	2.51				12	3.56	134
16	2.49	1.67	2.17	3.10	1.80	2.70				13	3.33	174
17	4.10	2.55	2.99	3.50	2.10	2.60				14	3.40	253
18	4.52	2.74	3.02	4.00	2.80	3.07				15	3.60	275
19	2.88	1.95	2.49	3.50	2.10	2.89				2	3.40	260
20	3.01	1.95	2.48	3.48	1.72	2.49				3	3.30	253
21	3.29	2.19	2.69	3.31	1.95	2.65				4	3.00	270
22	3.29	2.19	2.99	3.46	2.17	2.79				5	3.30	270
23	3.30	2.47	2.76	3.93	2.27	2.92				6	3.30	以上
24	2.04	2.14	2.56	3.33	1.70	2.58				7	3.30	
25	2.52	2.02	2.27	3.30	1.70	2.28				8	3.30	金利
26	2.54	1.55	1.97	2.59	1.40	1.93				9	3.20	行業
27	2.96	2.13	2.54	3.70	2.14	2.64				10	3.00	つて
28	2.93	2.32	2.63	3.23	2.32	2.71				11	2.74	する
29	3.93	2.28	2.54	3.00	2.25	2.59				12	2.80	
30	3.26	2.55	2.79	3.19	2.53	2.83				13	3.00	とら
31	2.34	2.75	3.18	3.48	2.67	3.13				14	2.74	
32	3.93	2.00	2.44	3.10	1.89	2.31				15	2.74	子協
33	3.40	2.43	2.98	3.34	2.33	2.90				16	2.74	しに
34	3.70	3.02	3.24	4.19	2.89	3.18				17	2.74	普通
35	3.30	2.00	2.83	3.25	1.80	2.67				18	2.74	元表
36	3.70	1.10	2.35	3.50	1.40	2.10	3.50	1.60	2.34	19	2.74	期間
37	3.70	1.10	2.33	3.40	1.45	2.16	3.40	1.70	2.37	20	2.74	
38	3.58	1.60	2.52	3.50	1.60	2.40	3.50	1.70	2.52	21	2.74	元表
39	3.50	1.60	2.39	3.50	1.40	2.16	3.50	1.60	2.39	22	2.74	
40	3.50	1.70	2.35	3.20	1.60	2.17	3.20	1.70	2.32	23	2.74	元表
41	3.50	1.80	2.63	3.50	1.80	2.54	3.50	1.80	2.60	24	2.70	
42	3.50	1.20	2.36	3.40	1.95	2.09	3.50	1.50	2.34	25	2.70	

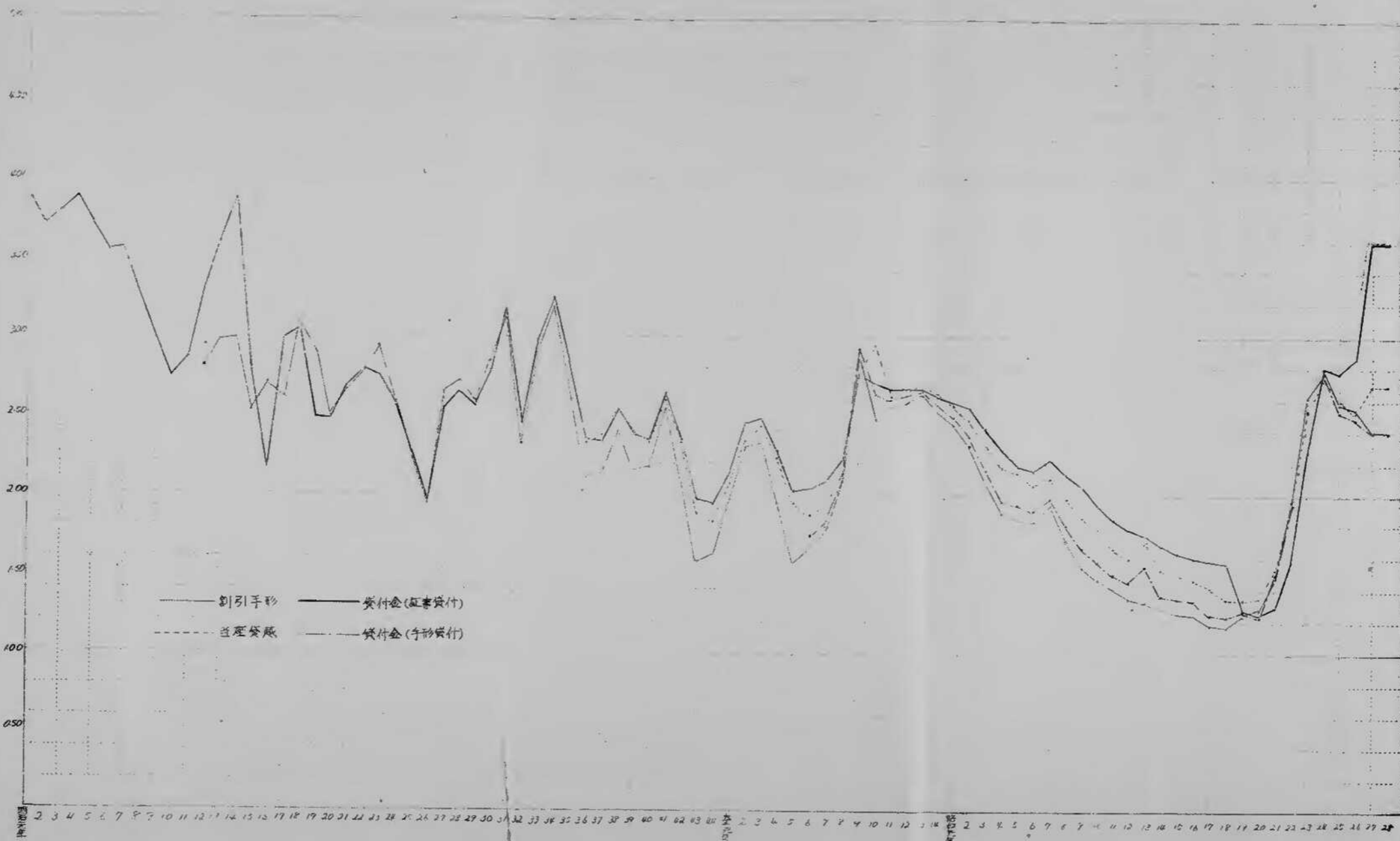
銀行預金貸出実行金利調 (東京)

日本銀行検査局

Table with multiple columns: 貸付金 (Loan Amount), 割引率 (Discount Rate), 貸付金利 (Loan Interest Rate), 貸付金 (Loan Amount), 割引率 (Discount Rate), 貸付金利 (Loan Interest Rate), 貸付金 (Loan Amount), 割引率 (Discount Rate), 貸付金利 (Loan Interest Rate). Includes a '備考' (Notes) section at the bottom right.

裏面白紙

裏面白紙





相互銀行及び信用金庫貸出金利額

「信用金庫」10月号(第7巻第10号)

月中	貸 付 利 率				割 引 利 率						
	相 高	互 均	行 総	信 最	相 高	互 均	行 総	信 最			
28.2	12.98	12.04	730	18.25	12.70	370	10.95	9.12	18.50	12.70	470
3	12.78	12.04	730	16.40	12.70	370	10.95	9.12	18.25	12.70	550
4	12.78	12.04	730	16.40	12.70	360	10.95	9.12	18.25	14.60	470
5	12.78	12.04	730	16.40	12.70	350	10.95	9.12	18.25	14.60	470
6	12.78	12.04	730	16.40	12.70	370	10.95	9.12	18.20	14.60	470
7	12.78	12.04	730	16.40	12.70	220	10.95	9.12	18.30	12.70	270
29.7	12.78	12.78	730	18.25	12.70	430	10.95	10.95	18.25	10.90	600

全国相互銀行 (合衆互金社) 貸出金利率別残高内訳調

昭和28年9月末

全国相互銀行協会調 (単位百万円)

利率 要 (日物)	貸付金 (手形貸付、証書貸付)				割 引 手 形		
	金 額	百 分 比 %	貸付金の内		金 額	割 引 手 形 の 内	
			長期貸付 期限1年以上	一件百万円 以上の貸付		長期割引 期限1年以上	一件百万円 以上の割引
1銭未満	60	0.1	39	19	0	0	0
1~1.5	351	0.3	91	91	0	0	0
1.6~1.9	711	0.5	19	227	0	0	0
2.0~2.2	12,602	9.2	336	3,531	22	0	14
2.3~2.5	14,007	10.2	466	4,697	161	0	59
2.6	3,461	2.5	79	1,130	138	0	55
2.7	1,380	1.0	112	705	131	0	61
2.8	5,277	3.9	465	2,117	1,399	0	526

2.9	464	0.3	24	216	717	12	152
3.0	17,874	13.1	1,145	6,374	10,812	20	2,140
3.1	441	0.3	24	223	0	0	0
3.2	9,451	6.9	1,201	2,258	0	0	0
3.3	17,109	12.5	5,737	3,602	0	0	0
3.4	2,782	2.0	519	703	0	0	0
3.5	50,918	37.2	6,660	12,584	0	0	0
合 計	136,887	100	16,916	38,477	13,379	32	3,008

相互銀行及び信用金庫の貸出金額別額

昭和28年9月現在(但し、信用金庫は3月末現在)

大蔵省調

金額別	相互銀行(金銭無尽会社)				信用金庫			
	貸出先数	百分比	金額 円	百分比	貸出先数	百分比	金額 百万円	百分比
5万円未満	84,387	35.0%	1,944,459	4.9%	630,016	34.1%	16,477	6.3%
5万円以上10万円未満	53,556	22.0%	3,479,859	8.8%	429,828	26.3%	29,909	11.4%
10万円・30万円・	71,382	29.7%	10,544,987	26.6%	422,689	27.1%	68,819	26.2%
30万円・50万円・	15,514	6.5%	5,491,257	13.8%	92,723	5.3%	32,959	12.6%
50万円・100万円・	10,002	4.2%	6,182,608	15.5%	571,772	3.3%	36,262	13.8%
100万円・300万円・	5,093	2.1%	4,160,148	11.9%	28,108	1.6%	41,598	15.9%
300万円・500万円・	577	0.2%	2,089,718	5.2%	3,531	0.2%	13,135	5.0%
500万円・1,000万円・	241	0.1%	1,550,707	3.9%	173.1	0.1%	11,611	4.4%
1,000万円以上	86	—	1,366,801	3.4%	659	—	11,601	4.4%
合計	240,898	100%	39,846,526	100%	1,946,457	100%	262,375	100%

注 調査対象 相互銀行 70行 金銭無尽会社 2社  
信用金庫 561庫

貸付営業の貸金額調

国慶本部利率部防犯課調

総計

対象 190

店 299,800口

貸金額 件	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
貸金額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
件数	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136

14

あ 果戸所在地商店街にあるもの

46 店 108,847口

貸金額	件数
100円以下	五七八〇
300	二八四六一
500	二五九四四
700	一四三二六
1000	一四九四五
1500	八三五五
2000	四六八三
2500	三三〇六
3000	一八二一
4000	一〇六三
5000	九〇一
1万	五三九
2万	九四
3万	二〇
5万	一〇
5万以上	

い 果戸所在地住宅街にあるもの

46 店 79,849口

貸金額	件数
100円以下	二三八四
300	一七八八九
500	一七五六四
700	一二四七九
1000	一三四七〇
1500	六七四三
2000	三六一〇
2500	一八七〇
3000	一五〇三
4000	一〇五五
5000	七七七
1万	四〇三
2万	一〇七
3万	三七
5万	一六
5万以上	四

う 中都市にあるもの

49 店 87,040口

貸金額	件数
100円以下	三九九五
300	一八六六六
500	三三〇五五
700	一三五一四
1000	一三三九一
1500	七二四三
2000	四二四七
2500	一七六九
3000	一六八九
4000	一〇五六
5000	四九九
1万	三四八
2万	三九
3万	一八
5万	七
5万以上	四

え 村落地方にあるもの

49 店 24,064口

貸金額	件数
100円以下	六〇七
300	五七一五
500	六一一一
700	三一三八
1000	三九〇三
1500	二二七三
2000	一〇七三
2500	四一九
3000	三七五
4000	二二一
5000	一三〇
1万	八四
2万	二三
3万	三
5万	〇
5万以上	一

14

貸金業者資金量調

(昭28.12.31現在) 単位百万円

一六

敗務局	自己資金	借入金	計	敗務局	自己資金	借入金	計
関東局	19861	2,270	22,131	中国局	533	345	878
近畿局	2,250	909	3,169	北九州局	714	359	1,073
北海道局	734	312	1,046	南九州局	479	100	579
東北局	664	310	974	四国局	313	33	346
東海局	665	550	1,215	全国総計	26,465	5,328	31,794
北陸局	242	141	383				

注 東北局のみは、9月末

貸金業者 受理数

(昭28.12.31現在)

敗務部	個人	個人以外	計	敗務部	個人	個人以外	計
関東局	1945	2075	4020	中国局	296	503	799
近畿局	1080	848	1928	四国局	332	284	616
北海道局	783	377	1160	北九州局	445	926	1,371
東北局	891	330	1,221	南九州局	287	718	1,005
東海局	454	461	915	全国総計	7,013	6,792	13,805
北陸局	324	106	430				

注 廃業者を除く。

一〇

111

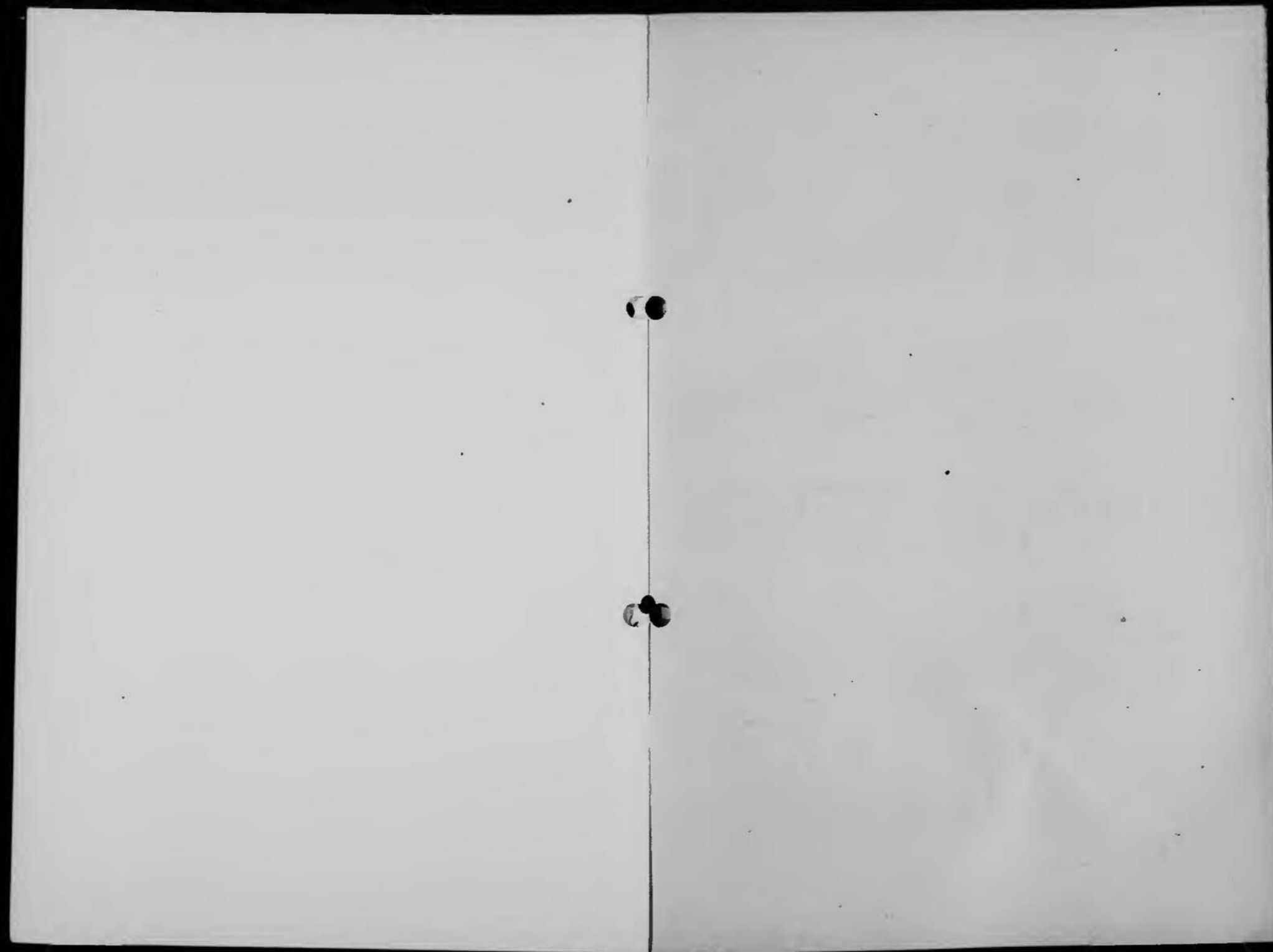
貸金業者金利動向

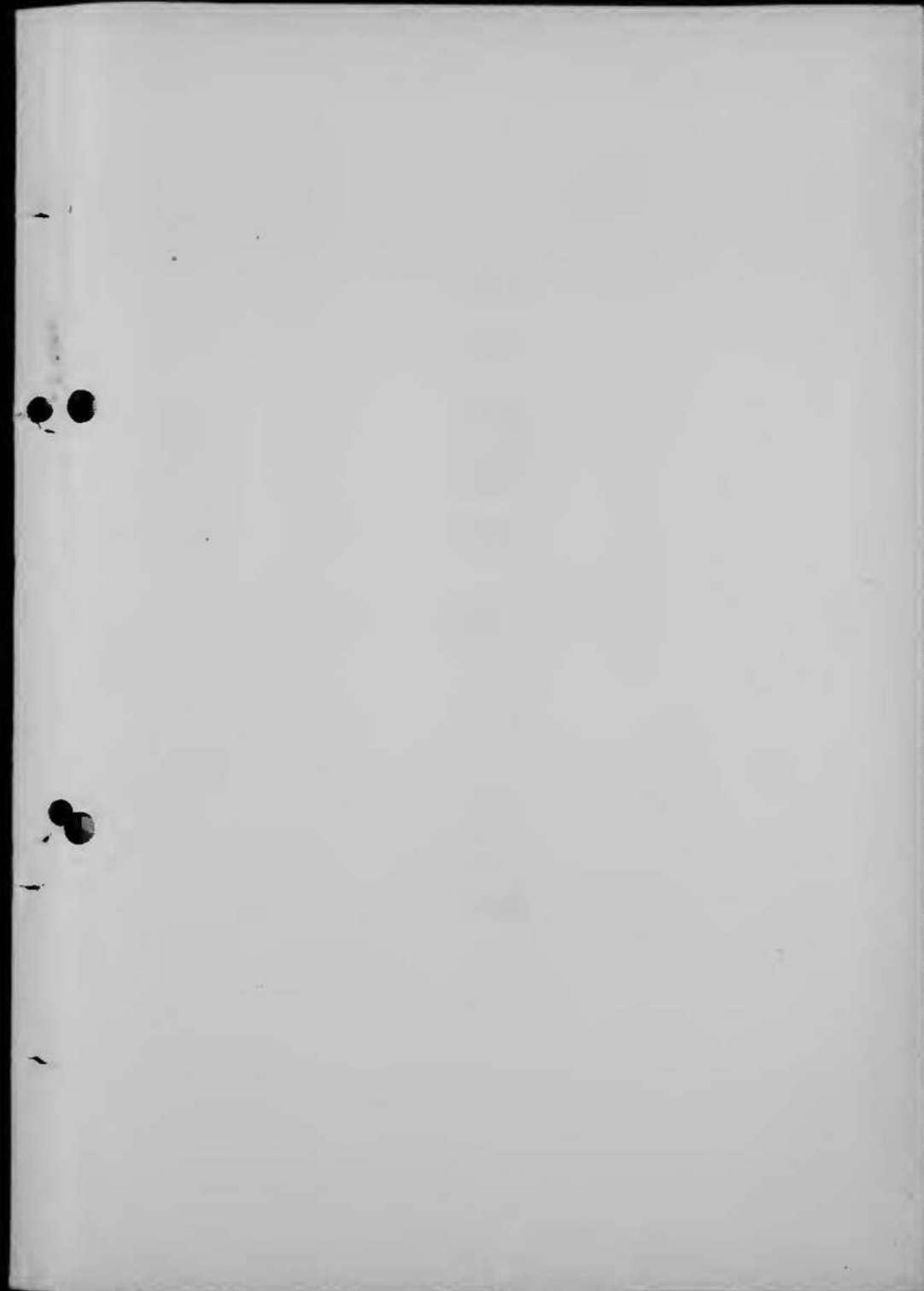
(昭28.11末)

貸金業者	区分	最高金利					最低金利					普通金利				
		5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	
有担保	1月未満	5%未満	165	1,255	1,404	2,572	1,904	3,263	198	11	432	3,046	1,846	33		
		5%以上	272	1,809	2,371	2,525	2,416	3,972	708	9	600	4,493	2,173	22		
	1月以上6月未満	5%未満	134	510	331	180	698	423	22	29	221	656	182	15		
		5%以上	65	313	216	67	412	230	14		167	297	95	7		
	6月・1年・1年以上	5%未満	143	896	1,263	3,187	1,435	3,598	412	12	236	1,834	3,447	49		
		5%以上	241	1,613	2,207	3,126	24	678	413		424	2,756	3,702	61		
	1年以上	5%未満	116	405	447	194	561	597	72	1	176	576	261	15		
		5%以上	50	232	260	93	303	322	26	1	108	292	147	5		

2. 指数

区分	金利(用)	最高金利					最低金利					普通金利				
		5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	15%以上	5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	
有担保	1月未満	3.1	23.3	26.0	47.6	35.4	60.7	3.7	0.2	8.1	56.9	34.4	0.6			
	1月以上6月未満	3.9	25.9	34.0	36.2	34.0	55.9	10.0	0.1	8.3	61.6	29.9	0.2			
無担保	6月・1年・1年以上	11.6	44.2	28.7	15.5	59.6	36.1	1.9	2.4	20.6	61.1	16.9	1.4			
	1月未満	9.9	47.4	32.7	10.0	62.8	35.1	2.1	-	29.5	52.5	16.8	1.2			
無担保	1月以上6月未満	2.6	16.3	23.0	58.1	26.4	65.8	7.6	0.2	4.2	33.0	61.9	0.9			
	6月・1年・1年以上	3.4	22.5	30.7	43.4	2.2	60.8	37.0	-	6.1	39.7	53.3	0.9			
無担保	1年以上	10.0	34.9	38.5	16.6	45.6	48.5	5.8	0.1	17.1	56.0	25.4	1.5			
	1年以上	8.0	36.6	41.0	14.4	46.5	49.4	4.0	0.1	19.5	53.0	26.6	0.9			







第十九回国会提出

利息制限法(案)参考資料(2)

法務省民事局

目次

各種金融機関の実行金利の状況 ..... 九頁

臨時金利調整法（昭和二三法律一八一）抄 ..... 〇頁

日本輸出入銀行法（昭和二五法律二六八）抄 ..... 〇頁

日本国債銀行法（昭和二六法律一〇八）抄 ..... 一頁

相互銀行法（昭和二六法律一九九）抄 ..... 二頁

信用金庫法（昭和二六法律二三八）抄 ..... 二頁

高工組合中央金庫法（昭和一一法律一四）抄 ..... 三頁

労働金庫法（昭和二八法律二二七）抄 ..... 三頁

住宅金融公庫法（昭和二五法律一五六）抄 ..... 三頁

中小企業金融公庫法（昭和二八法律一三八）抄 ..... 四頁

国民金融公庫法（昭和二四法律四九）抄 ..... 四頁

農村漁業金融公庫法（昭和二七法律三五五）抄 ..... 五頁

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二四法律一八三）抄 ..... 七頁

公益実業法（昭和二法律三五）抄 ..... 八頁

質屋営業者取締 ..... 九頁

三	一	頁		
五	終日	二	行	正
連	九分一厘	九	誤	
合	五	頁		
金		頁		
連	九分一厘	二	正	
合	一	頁		
会				

各種金融機関の実行金利の状況

一 銀行

臨時金利調整法に基く告示の定による。  
告示の適用外のもの

返済期限一年以上の貸出・融資等則上の産業貸出優先地位表丙に属するものに対する貸出、一件の金額百万円以下の貸付並びに輸出前貸付手形（日本銀行再割引通格手形及び輸入決済手形を除く。）及び輸出前貸付手形以外の手形で一件の金額百万円以下のもの割引

日歩二厘五厘 一三厘五厘程度  
年九厘一厘 一割二厘七厘

二 信託会社

臨時金利調整法に基く告示の定による。

三 保険会社

臨時金利調整法に基く告示の定による。  
告示の適用外のもののうち

保険証券担保貸付  
保険料振替貸付

年六分一八分  
年六分

四 農林中央金庫

臨時金利調整法に基く告示の定による。  
告示の適用外のもの

普通利率

手形貸付

(イ) 信 連

(ロ) 全国連合会

(ハ) その他の所屬団体

証券貸付

(イ) 信 連

(ロ) 全国連合会

(ハ) その他の所屬団体

年賦貸付

(イ) 信 連

(ロ) 全国連合会

(ハ) その他の所屬団体

年形割引

(イ) 信 連

(ロ) 全国連合会

(ハ) その他の所屬団体

担保貸付手形

(イ) 信 連

(ロ) その他の所屬団体

日歩二厘四厘（年八分七厘）

二厘五厘（九分一厘）

二厘六厘（九分四厘）

年 一割

年 一割一分

一割一分

年 一割一分

一割二分

一割二分

日歩二厘四厘（年八分七厘）

二厘五厘（九分一厘）

二厘六厘

二厘四厘

二厘五厘

二厘六厘

二厘七厘

二厘八厘

二厘九厘

二厘一厘

二厘二厘

二厘三厘

二厘四厘

二厘五厘

二厘六厘

二厘七厘

二厘八厘

二厘九厘

二厘一厘

二厘二厘

二厘三厘

商標手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

融通手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

当座貸越  
(イ) 信 連  
(ロ) 全日本連合会  
(ハ) その他の所属団体

特殊利率  
有担保手形貸付  
有担保(証券権証券を含む)  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

定期預金  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

日歩 二又四厘 | 二又五厘  
二又五厘 | 二又六厘  
二又四厘 | 二又五厘  
二又五厘 | 二又六厘  
二又六厘  
二又八厘

三ヶ月  
四ヶ月  
五ヶ月  
六ヶ月  
七ヶ月  
八ヶ月  
九ヶ月  
一年

二又三厘  
二又四厘  
二又五厘  
二又六厘  
二又七厘  
二又八厘  
二又九厘  
三又〇厘

有担保証券貸付  
有担保(証券権証券を含む)  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

三ヶ月  
六ヶ月  
一年

二又三厘  
二又四厘  
二又五厘

農業者手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

漁業者手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

桑園手形・煙草手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

購買手形  
(イ) 信 連  
(ロ) その他の所属団体

日歩 二又  
年 九分  
一期

二又二厘  
二又三厘  
二又四厘  
二又五厘  
二又六厘  
二又七厘  
二又八厘  
二又九厘  
三又〇厘

農業信用保証協会の保証による貸付

手形貸付

信連以外の所屬団体

日歩二、四厘

証券貸付

(イ) 信連

年九分五厘

手形割引

(ロ) その他の所屬団体

年一割

信連

開拓融資保証協会の保証による貸付

日歩二、二厘

五、日本輸出入銀行（日本輸出入銀行法第二十二條に定める業務方法書による）

基準利率

手形貸付

年六分五厘

手形割引

日歩一、四厘（年五分一厘）

保証料

年七厘五毛

海外市場の開拓確保又は垂換のため特に緊要と認められた場合

手形貸付

年四分五厘

手形割引

日歩一、二厘五毛以上（年四分五厘以内）

保証料

年五厘以上

競争相手国の金利が年四分五厘未満で当方の設備輸出が著しく困難となる場合

年四分以上

六、日本興業銀行（日本興業銀行法第二十條に定める業務方法書による）

基準利率

年一割

担し電力（含水力自家発電）

七分五厘

海運（外航船のみ）

七分五厘

見返資金私企業融資承継分

七分五厘

復興金融公庫承継分

一割

担し電力、海運（外航船のみ）

七分五厘

石炭

九分五厘

炭、住

六分

開業資金による中小事業貸付で代理店を通ずる協同融資

七分五厘

七、相互銀行（相互銀行法第三條第九條に定める業務の方法を記載した書面による）

手形貸付

日歩三、五厘以内（年一割二分七厘以内）

手形割引

三厘以内（年一割九厘以内）

当座貸越

三厘二厘（年一割一分六厘）

初回貸付に融通利幅

無盡契約

月掛年一割二分以内

相互掛金契約

日掛年一割四分

月掛年一割六分三厘

日掛年一割八分三厘以内

八 信用金庫（信用金庫法第二十九條第三号に定める業務方法書による）

手形及び証書貸付

日歩四厘五厘以内（年一割六分四厘以内）

当座貸越

四厘以内（年一割四分六厘）  
四厘三厘（年一割五分六厘）

九 商工組合中央金庫（商工組合中央金庫法第四十五條に基き主務大臣の認可を受けた貸付利率による）

設備資金 最高利率

年一割三分（年未満日歩三厘）

運転資金 最高利率

日歩三厘（年一割九厘）

日本銀行再割引通格手形割引

但し一年以上の長期運転資金は一割三分以上  
日歩二厘五厘以上（年九分一厘以上）

貿易手形（公上を除く）スランパ手形の割引及び担保貸付

二厘七厘（年九分八厘）

納入代金見返又は当該債権担保の貸付

二厘八厘（年一割二厘）

一般商業手形担保貸付並に信用貸付

三厘（一割九厘）

定期預金担保貸付

二厘四厘（年八分七厘）

商工債権担保貸付

二厘八厘（年一割二厘）

十 労働金庫（労働金庫法第二十九條第三号に定める業務方法書による）

普通貸付

日歩五厘以内（年一割七分七厘）

当座貸越

五厘以内

手形割引

五厘以内

十一 住宅金融公庫（住宅金融公庫法第二十一條）

中小企業金融公庫（中小企業金融公庫法第二十一條）

普通貸付

年五分五厘  
年二項第一号に定める業務方法書による）

日本商売銀行からの承継分

年一割

商工組合中央金庫への貸付

五分五厘

東京投資特別会計からの承継分

五分五厘

十二 国民金融公庫（国民金融公庫法第十九條に定める業務方法書による）

普通貸付（甲種、乙種共）

年一割二分

厚生資金貸付

八分

十三 農林漁業金融公庫（農林漁業金融公庫法第十八條）

信用協同組合

日歩五厘以内（年一割八分二厘）

手形及び証書貸付

五分以内

当座貸付

五分以内

十四 農林協同組合

貸出平均年一割九分五厘  
（年一割九分三厘一割一分七厘）

十五 水産業協同組合

貸出平均年一割九分五厘  
（年一割九分三厘一割一分七厘）

十六 水産業協同組合

貸出平均年一割九分五厘  
（年一割九分三厘一割一分七厘）

○臨時金利調整法（抄）

昭和二十二年十二月二十三日  
法律第百八十一号

第五條 この法律により金融機関の金利の最高限度が定められたときは、当該金融機関は、当該金利に付いては、その最高限度を越えて、これを契約し、支払ひ又は受領してはならない。その最高限度以下で、第三者との間に於いて、これを契約し、支払ひ、又は受領することは、全く自由である。

○日本輸出入銀行法（抄）

昭和二十五年十二月十五日  
法律第百六十八号

（貸付利率、手形割引歩合及び債務保証利率）  
第十九條 第十八條第一項第一号から第五号まで（業務の範囲）の規定による貸付金の利率、手形の割引及び債権等の保証の利率は、当該利率、歩合及び利率により収入する貸付金利息、手形割引料及び債権保証料が日本輸出入銀行の事務取扱費、業務委託費、第三十九條第一項の規定による借入金の利率、利息、諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率、手形の割引歩合及び債務の保証利率と調整して定めらるものとする。  
（業務方法書）  
第二十二條 日本輸出入銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付、手形の割引又は債務の償還の方法、利率、歩合又は利率及び期限、物資等の品目、元利金の回収の方法、債務保証の履行の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならぬ。

○日本興業銀行法（抄）

昭和二十六年三月三十一日  
法律第百八号

（貸付利率の基準等）  
第十九條 第十八條第一項第一号及び第三号の規定（業務の範囲）により行う資金の貸付の利率、同項第三号の規定により行う債権に係る貸付債権の貸付の利率並に同項第四号の規定により行う債権の保証の利率は、日本興業銀行の収入する貸付金利息、第三十九條第一項の規定により借入金から承継した貸付債権の利息及び第四十九條の二、第一項の規定により政府の本国対日援助見返資金特別会計から承継した貸付債権の利息を含む。以下第二十四條第二項において「貸付金の利息」といふは、借入金の利率、第四十九條の二、第二項に規定する政府の貸付金の利率、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るよう、銀行の貸付利率又は債務の保証利率を勘案して定めらるものとする。  
（業務方法書）  
第二十條 日本興業銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付債権の譲受又は、債務の保証の方法、資金の貸付の利率、貸付金の償還期限、譲受に係る貸付債権の回収期限、債務の保証の期間、社債の募集の方法、元利金の回収の方法、債務の保証の履行の方法、その他業務の方法並びに業務の委託の

業種等に記載しなければならぬ。

○ 相互銀行法 (抄)

(昭和二十六年六月五日  
法律第百九十九号)

(営業の免許)

第三條 相互銀行業は、大蔵大臣の免許を受けなければならぬ。

2. 前項の免許を受けようとする者は、申請書に定款、業務の種類及び方法を記載した書面並に事業計画書を添付して大蔵大臣に提出しなければならぬ。

(基本事項等の認可)

第九條 相互銀行は、左の場合において、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

(一) 営業の

三、業務の方法若び方法を変更しようとするとき、(以下略)

○ 信用金庫法 (抄)

(昭和二十六年六月十五日  
法律第百三十八号)

(営業免許の申請)

第二十九條 金庫は、第四條の規定(事業免許)による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左

の各号に掲げる書類を添付して、大蔵大臣に提出しなければならぬ。

一、本号中

三、業務の方法若びその記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並に預金利子及び貸付利子の

計算その他業務の方法とする。

○ 商工組合中央金庫法 (抄)

(昭和十一年五月二十七日  
法律第十四号)

第四十五條 商工組合中央金庫は、事業年度定額二貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタヘシ、之ヲ変更セントスルトキ亦同シ

○ 労働金庫法 (抄)

(昭和二十八年八月十七日  
法律第百二十七号)

(事業免許の申請)

第二十九條 金庫は、第六條(事業免許)の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請者に左の各号に掲げる書類を添付して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならぬ。

一、型 式 書

二、定 款 書

三、業務の方法若びその記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並に預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。

○ 住宅金融公庫法 (抄)

(昭和二十五年五月六日  
法律第百五十六号)

貸付金の利率並に償還の期間及び方法)



第二十一條 第十七條第一項（業務の範囲）又は第二項の規定による貸付金の利率は年五分五厘とし、その償還期間は左のとおり（内括弧は省く）とする。

○ 中小企業金融公庫法（抄）

昭和二十八年八月一日  
法律第三十八号

第二十一條 公庫は、業務開始の際、業務方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときは、同様とする。  
前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。  
一 貸付金の貸渡、貸付金の相手方、利率、償還期限、括置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に供する事項等貸付に關する業務の方法  
二 業務委託の整理

○ 国民金融公庫法（抄）

昭和二十四年五月二日  
法律第四十九号

（業務方法書）  
第十九條 公庫は、業務開始の際、業務方法を定め、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときは、また同様とする。  
一 大藏大臣は、前項の認可をしようとするときは審議会の議を経なければならぬ。  
二 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限並びに第四條第二項の規定による代理業務に關する準備を記載しなければならぬ。

○ 農林漁業金融公庫法（抄）

昭和二十七年十二月二十九日  
法律第三百五十五号

（業務の範囲）  
第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため農業（畜産業及び養蚕業を含む）林業、漁業若しくは畜産を営む者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者」という。）に対し、左に掲げる資金の貸付の業務を行う。  
一 農地又は牧野の改良、造営又は復旧に必要な資金  
二 造林に必要な資金  
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金  
四 林道の改良、造営又は復旧に必要な資金  
五 漁港施設の改良、造営、復旧又は取得に必要な資金  
六 製塩施設の改良、造営、復旧又は取得に必要な資金  
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造営、復旧又は取得に必要な資金  
八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの。  
前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び括置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。  
（業務方法書）  
第二十條 公庫は、業務開始の際、業務方法を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときは、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、積立期間、貸付金の限度、償還の方法、担保に用いる事項等貸付に關する業務の方法

別表

貸付金の種類	利率の最高	償還期限	積立期間
一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要を資金	年七分	十五年	五年
二 造林に必要を資金	年七分	二十年	五年
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要を資金	年四分五厘	二十五年	五年
四 林道の改良、造成又は復旧に必要を資金	年八分	十五年	二年
五 漁港施設の改良、造成復旧又は取得に必要を資金	年七分	十五年	三年
六 製塩施設の改良、造成復旧又は取得に必要を資金	年八分	十五年	五年
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要を資金	年八分	十五年	一年
八 前各号に掲げるもののほか、農林漁業の生産力の維持増進に必要を施設の災害復旧に必要を資金であつて主務大臣の指定するもの	年七分	十五年	一年

○ 協同組合による金融事業に關する法律（抄）

昭和二十四年六月一日  
法律第百八十三号

(第六條) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に規定する信用協同組合（同法第七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を含む。以下「信用協同組合」という。）は、行政方の認可を受けなければ、事業を行うことができない。

2. 前項の認可を受けようとする信用協同組合は、申請書に、定款並びに業務の種類及び方法を記載した書面及び事業計画書を添付し、行政方に提出しなければならない。

3. 行政方は第一項の規定により認可の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反し、又は政令の定める基準に適合しないとを認め、認可しなればならない。

（銀行及び貯蓄銀行法の適用）

第六條 銀行法（昭和二年法律第三十一号）第八條（法定準備金）、第十條（業務報告書）、第十二條（監査）第十四條（合併の認可）及び第十九條から第二十九條まで（預金の払戻の停止並びに主務大臣及び裁判所の監督権限）並びに貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第十六條（定款又は業務の變更）の規定は、信用協同組合について準用する。

第七條 前項の場合において、銀行法第十條、第十四條及び第十九條から第二十六條まで、並びに貯蓄銀行法第十六條の規定が「主務大臣」とあるのは、「行政方」と銀行法第二十三條、第二十四條及び第二十

七條中「營業の免許」とあるのは「事業の認可」と読み替へるものとする。  
貯蓄銀行法第十六條 貯蓄銀行ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
一 定款ヲ受取セムトスルトキ  
二 業務ノ種類又ハ方法ヲ変更セムトスルトキ  
(三項略)

○公益債償還法 (抄)

昭和二年三月三十一日  
法律第三十五号

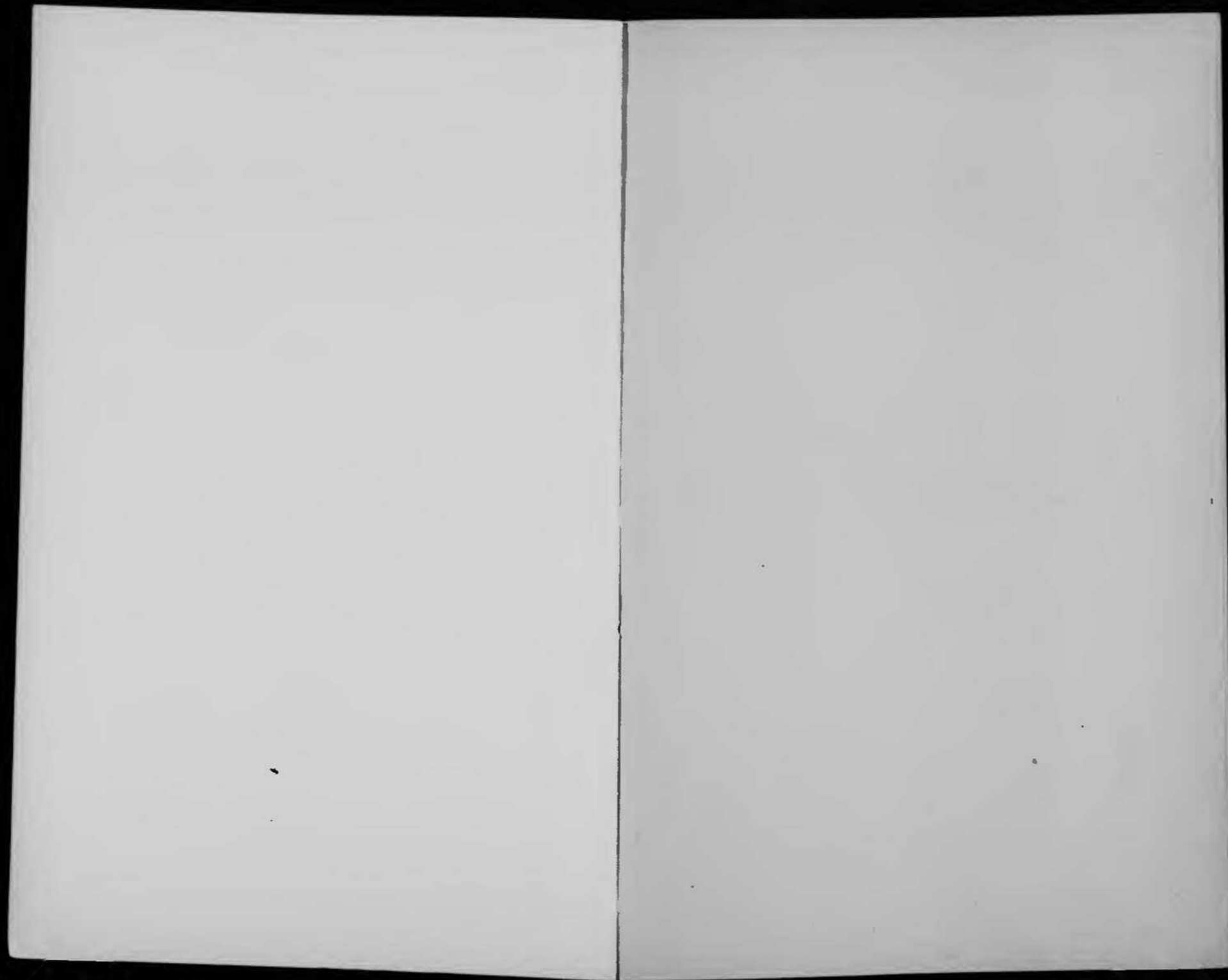
第四條 借付金ハ一口ニ付十月一世界ニ付五十円ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場  
合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス  
第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一ニ五ヲ超ニルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル地方ニ於テ地方長  
官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス  
第六條 貸付金ニ付スル利子ニシテ一覽未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ功務ツ 兵、金類一  
計算ス  
第七條 貸付金ニ付スル利子ニシテ一覽未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ功務ツ 兵、金類一  
計算ス

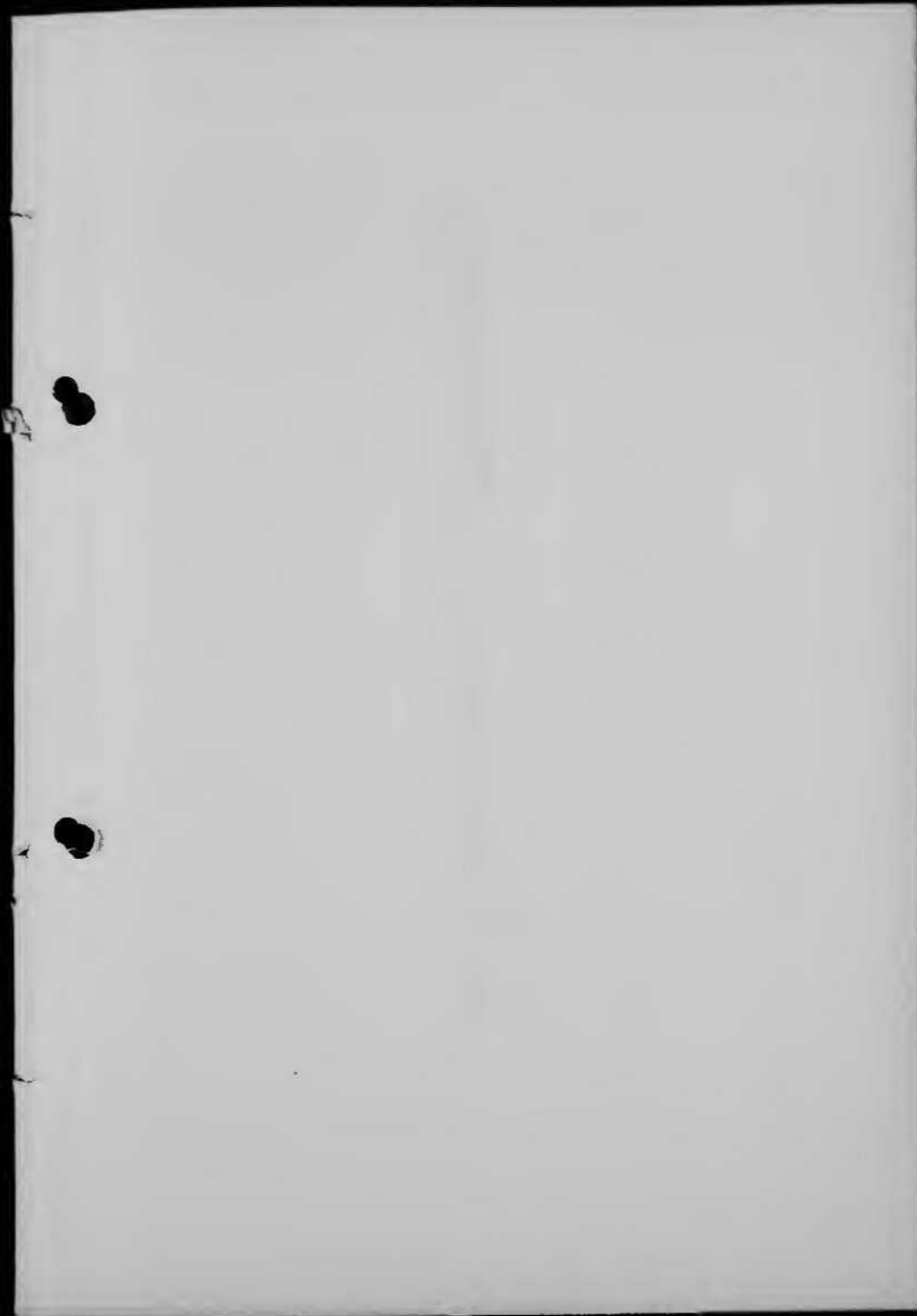
貸付金ナルトキハ之ヲ一トス

質屋営業者数調

計	年度	
	大正	末
18,826	13	末
18,085	14	末
17,395	昭和	元 末
16,750	2	末
15,404	3	末
15,796	4	末
15,105	5	末
14,480	6	末
13,623	7	末
13,300	8	末
12,738	9	末
12,568	23	末
16,307	24.10.1	
17,624	25.	末
17,697	26.6.30	
17,495	27.6.30	
18,210	29.6.30	

(注) 質屋営業法の施行になつたのは昭和五・七・一である。





第十九回国会提出

利息制限法(案)参考資料(3)

法務省民事局

目次

- (英法)  
一九〇〇年貸金業者法(抄) ..... 一頁
- (英法)  
一九二七年貸金業者法(抄) ..... 二
- (独法)  
独乙民法(抄) ..... 二
- (独法)  
独乙刑法(抄) ..... 三
- (佛法)  
利率に関する一八〇七年九月三日の法律 ..... 四
- (佛法)  
暴利罪に関する一八五〇年一月一九日の法律 ..... 五
- (佛法)  
アルゼリヤにおける法定利率を定める一八八一年八月二七日の法律 ..... 六

(佛 法)

○ 利率に関する一八八六年一月一二日の法律

七

(佛 法)

○ 一八九八年度の歳入歳出一般予算を定めることに関する一八九八年四月一三日の法律

七

(佛 法)

○ 利率に関する一九〇〇年四月七日の法律

八

(佛 法)

○ 法定利率を変更し約定利息の制限を一時停止することに関する一九一八年四月一八日の法律

八

(佛 法)

○ 法定利率を定める一九三五年八月三日の大統領令

九

(佛 法)

○ 暴利に関する一九三五年八月八日の大統領令

九

(米 法)

○ 合衆国各州及び諸属領における利率の摘要

一

(英 法)

○ 一九〇〇年貸金業者法 (THE MONEY LENDERS ACT, 1900) (抄)

第一条 この法律施行後貸金業者が裁判所に対し貸金返還請求の訴を提起した場合、又はこの法律施行前に貸し付けられた貸金に關しこの法律施行後契約もしくは担保の履行がなされた場合において、現実の貸付金額につき徴する利息が過重であること、又は、費用、調査料、査約罰、特別料金、割着金、書換料その他の費用が、過重であること、及びいづれの場合においても、契約が苛酷であり、且つ不当であるか、もしくは、衡平裁判所の裁量が与えられらるであらうような契約であることを証するに足る証拠が存在するときは、裁判所は契約をやり直し貸金業者と相手方との間の約定を押えることができる、且つ、すでに履行もしくは終結した計算又は旧取引を閉鎖し旧債務を生ぜしめることを目的とする合意がある場合においても、当事者間においてなされた計算をやり直し、裁判所が当事者の買取とすべての事情とを考慮して相当と認められる元本、利息及び費用につき正当に支払義務があると認められた額をこえる金額の支払を免れしめることができる。若し、その超額額がすでに支払われ又は債務者の計算に計上されているときは、債権者にその返還を命ずることが出来る。且つ、貸借に關し貸主によつて提供された担保又は締結された契約の全部又は一部を破壊し、修正し又は変更することができる。もし貸金業者が担保物を処分していたときは、貸主に対し借主



その他の債務者の損害を賠償すべきことを命ずることができらる。

○ 一九二七年貸金業者法 (THE MONEY LENDERS ACT, 1927) (抄)

第十條 この法律施行後貸金業者が裁判所に対し貸金返還請求の訴を提起した場合、又はこの法律施行前に貸し付けた貸金に關しこの法律施行後契約もしくは担保の實行がなされた場合において利息が年四割八分をこえることが発見されたときは、裁判所は、反証を限り、一九〇〇年貸金業者法第一條の適用については、利息が過重であり及び契約が奇酷であり、且つ、不当であると推定しなければならぬ。但し、この規定は、裁判所が年四割八分をこえない利息を直重であると認定する裁判所の権限につき予断となるものであつてはならない。

(独法)

○ 独乙民法(抄)

第三百十八條 善良ノ風俗ニ反スル法律行為ハ無効トス殊ニ相手方ノ窮迫、輕卒又ハ無經驗ニ乘シ自己又ハ他人ノ為シタル給付ニ対シテ財產的利益カ其當時ノ事情ニ從ヒ者シク推斷ヲ失スル程度ニ其給付ノ價格ヲ超過スルトキハ之ヲ無効トス  
第二百四十七條 年六分以上ノ利率ヲ約シタル債務者ハ六ヶ月ヲ超過シタル後六ヶ月ノ告知期間ヲ定メテ元本ノ弁済ヲ告知スルコトヲ得。此告知權ハ契約ヲ以テ除斥又ハ制限スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ無記名債權証券ニハ之ヲ適用セス

○ 独乙民法(抄)

第三〇二条(信用暴利)

ノ 相手方の窮迫、輕卒又は未經験に乘じ消費貸借、金錢債務の猶子又は同様の經濟的目的に役立つべき双務契約に關して、自己又は第三者に、通常の利率を越え當時の事情に照し相手方の給付に比し著しく權衡を失する財産的利益を供与することを約束させ又は供与させた者は、暴利行為として六ヶ月以下の懲役及び罰金刑に處する。

又 前項の場合には、市民的名譽權の剝奪をも宣告することができらる。

第三〇二条(加重信用暴利)

ノ 自己又は第三者の暴利(三〇二条)を隠蔽し、又は手形を利用し、若しくは名譽を担保とし、名譽に關する文言、宣言その他類似の確言を用いて暴利を約束させた者は一年以下の懲役及び罰金刑に處する。

又 前項の場合には市民的名譽權の剝奪をも宣告することができらる。

第三〇二条(事後暴利)

情を知つて前二条の行為による請求權を取得し、且つこれを讓渡し又は暴利を實現さ

せた者もまた前二条と同様とする。  
第三〇二条d (営業暴利)

一 暴利行為(三〇二条dより三〇二条まで)を営業として又は常習として行う者は  
三ヶ月以上の懲役及び罰金刑に処する。

又 前項の場合には市民的名譽権の剝奪をも宣告することができる。

第三〇二条e (初に關する営業暴利)

第三〇二条dに規定する以外の法律行為に關し営業として又は常習として相手方の欺  
迫、輕幸又は未經験に乘じて自己又は第三者のため給付の価値をこえて當時の事情に  
照し相手方の給付に比し著しく衡を失する財産的利益の供与を約束させ又は供与さ  
せた者もまた前条と同様とする。

(佛 法)

○ 利率に關する一八〇七年九月三日の法律

第一条 すべて約定利息は、民事については五分、商事については六分をこえてはなら  
ない。

第二条 すべて法定利率は、民事については五分、商事については六分とする。

第三条 金錢消費貸借が第一条に定める利率をこえる利率でなされたことが立証された  
ときは、受訴裁判所は、貸主に対して、その受領した超過部分を借主に返還し又は元  
本の減額を承認すべきことを命じ、更に必要に応じて貸主を次条の規定に従い裁判を  
うけしめるため輕罪裁判所に送致することができる。

第四条 暴利を常習とするを認められる者は、すべて輕罪裁判所に召喚して審理し、そ  
の事実が立証されたときは、暴利によつて貸し付けた元本の半額以内の罰金に処する。

○ 暴利罪に關する一八五〇年一月一九日の法律

第一条 民事または商事の訴訟手続において金錢消費貸借が法律で定められた利率を超  
える利率によつて行われたことが立証されたときは、支払をうけた金額のうち超過部  
分に相当する額は、第一に、支払の当事弁済期にあつた法定利息の弁済に充當し、次  
いで元本の弁済に充當するものとする。

元利共に債務の弁済がなされた後においては、貸主は法律に違反して支払をうけた  
金額を支払を受けた日以後の利息を付して返還しなければならぬ。

裁判所書記はこの種の事實のあつたことを証する一切の民事または商事の判決を、  
一月以内に檢察官に送付しなければならぬ。これをしないときは、一六フラン以上一  
〇〇フランまでの罰金に処する。

六  
第二条 暴利常習罪を犯した者は、暴利によつて貸し付けた元本の半額に達するまでの罰金及び六日以上六月までの禁錮に処する。

第三条 暴利罪を初めて犯した者は、前条に規定した刑の最高限の処罰を受ける。累犯の場合には、前条に規定する刑の二倍に達するまでの刑に処する。但し刑法第五八条及第五九条に規定する累犯の一般例に抵触してはならない。

はじめて暴利常習罪に問われたものが、有罪の裁判のときから五年以内に再び暴利行為を一回でも行えば、更に暴利常習罪が成立するものとする。

第四条 貸主に詐欺行為があつたときは、刑法第四〇五条に規定する刑罰に処する。但し罰金はこの法律第二条の規定に従つて科するものとする。

第五条 すべての場合において、裁判所は、必要に応じて違反者の負担により、一紙又は報紙の地方新聞紙上に判決全文またはその抜本を掲載せしめることができる。

第六条 裁判所は、すべての場合において刑法第四六三条を適用することができる。

第七条 第一条末項に規定する罰金は、検察官の請求に基いて、民事裁判所が言渡す。

○ アルゼリヤにおける法定利率を定める一八八一年八月二七日の法律  
第一条 特約のないときは、アルゼリヤにおいては、法定利率は今後民事商事共に六分とする。

第二条 敷期限に毎年年貢を支払う方法によつて不動産を取得した者、譲り受けた者、不動産に関する権利を譲り受けた者は、この法律の公布の日より五年以内において、年一割の利率を基礎として債務を免れることができる。右の期間を経過した場合これらの者は一八四四年一〇月一日の勅令第十二条の適用をうけるものとする。

○ 利率に関する一八八六年一月一二日の法律  
一八〇七年九月三日及び一八五〇年一月一九日の各法律中の約定利息に関する規定は、商事については、廃止する。但し、民事については、なお従前の例による。

○ 一八九八年度の歳入歳出一般予算を定めることに関する一八九八年四月一三日の法律  
第六〇条 アルゼリヤに於いては利息づき貸借に関する契約が当事者間において法律と同様の効力を有する旨を規定した一八三五年一月二七日の勅令第一条は廃止し、これにかえりて左の各規定を以てする。

第六一条 アルゼリヤにおける約定利率は民事、商事共に八分をこえてはならない。  
一八八一年八月二七日の法律によつて六分と定められた民事及び商事の法定利率は五分に引き下げる。

第六二条 この法律の公布の日までにした契約又は法律行為によつて定められた利率は、この法律によつて変更されることはない。

第六三条 暴利に関する一八五〇年一月一九日の法律は、アルゼリヤにおいて、その適用をみるものとする。

○ 利率に関する一九〇〇年四月七日の法律

第一条 法定利率は民事については四分、商事については五分とする。

○ 法定利率を変更し約定利息の制限を一時停止することに関する一九一八年四月一八日の法律

第一条 民事に関する約定利率の制限に関する一八〇七年九月三日の法律の規定及び不動産銀行の行う貸付の利息に関する一八五二年二月二八日の命令第一条の規定は、戦争継続中及び終戦後少くとも五年を経過するまでは、その適用を停止する。停止期間の終期は、別に命令によつて定める。

第二条 法定利率は、民事に関しては五分、商事に関しては六分とする。

第三条 一八九八年四月一三日の財政に関する法律第一条の規定は、アルゼリヤにおける民事及び商事の約定利率を八分に制限する部分に関する限り、その適用を第一条

に定めた期間中停止する。

民事及び商事の法定利率は、アルゼリヤにおいては、六分とする。

第四条 一八〇七年九月三日の法律及び一八九八年四月一三日の財政に関する法律施行の際、存在した債券については、その弁済期のかんを問わず、かつ反対の特約がある場合でも、当事者双方はいずれも六ヶ月の予告期間をもつてその支払を請求し、又は履行することができらる。

第一項の規定は、不動産銀行、大蔵省預金部及びその支配に属する金庫のした貸付には、適用しない。

○ 法定利率を定める一九三五年八月三日の大統領令

第一条 法定利率は、民事については四分、商事については五分とする。

第二条 アルゼリヤにおいては、民事、商事の法定利率は、いずれも五分とする。

○ 暴利に関する一九三五年八月八日の大統領令

第一条 金融消費貸付がこれと同一の危険を負擔する信用取引につき誠実な貸主が同一の事情の下に行う平均の利率の二分の一をこえた利率を定めて行われたときは、支払金額中の超過部分は、第一に弁済期にある正規の利息の弁済に充当し、ついで元来の

貸済に充当するものとする。債務が元利共に支払済のときは、貸主は法律に違反して  
支払を受けた金額をその支払の日以後の利息を付して返還しなければならぬ。  
第二條 前條に規定する場合においては、貸主は貸に一万二千フラン乃至六十万フラン  
の罰金に処する。  
累犯の場合は、六日乃至六ヶ月の禁錮及び六万乃至百二十万フランの罰金に処する。

(米法)

○ 合衆国各州及び諸属領における利率の摘要 (BALENTINE'S PRONOUNCING LAW DICTIONARY 37)

- アラマバ州 法定利率は八%であり、これを超える利率は許されない。
- アラスカ州 法定利率は八%である。契約により許される最高利率は一%である。
- アリゾナ州 法定利率は六%である。借主の署名のある書面において許される最高利率は一%である。
- アーカンソー州 法定利率は六%である。書面による合意において許される最高利率は一%である。
- カリフォルニア州 法定利率は七%である。最高利率は一%である。
- コロラド州 法定利率は八%である。一般的最高利率は存しない。但し、債金又は給子によつて

担保される場合には、利率は月一%を超えてはならない。質屋業者は貸付金が不動産によつて担保されない限り、三〇〇ドル以下の金額については一%に制限される。

コネチカット州

法定利率は六%である。最高利率は一%である。但し銀行、質屋業者及び少額貸付金に基き、許可された者はこの利率を超える利息を請求することができる。

デラウェア州

法定利率は六%である。登記された商會組合及び会社は貸付金一〇〇ドルまたはそれを超えざるものにつき一%を請求することができる。銀行は補充担保 (Collateral) によつて担保された五〇〇〇ドルを超えるコールローンについては、いかなる利率をも請求することができる。

コロンビア地区

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。但し、ある認可が与えられた場合には、それに基づいて月一%の請求をすることができる。若し契約がコロンビア地区外において締結された場合には、利息は契約締結地における法律によつて許される法定利率まで引直すことができる。

フロリダ州

法定利率は八%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

ジョージア州

法定利率は七%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。月賦により返済されるべき貸付金については利息は全期間を通じて元利合計し、貸付の全期間を通じて年六%を請求することができる。

ハワイ準州

法定利率は八%である。書面による契約によつて許される最高利率は一%である。

アイダホ州

法定利率は七%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

イリノイ州

法定利率は五%である。書面による契約によつて許される最高利率は七%である。但し、質屋業者は月三%を請求することができる。また商務省の特許により三〇〇ドルを超えないう貸付金については三、二分の一%までの利息を請求することができる。

インディアナ州

法定利率は六%である。書面による台意によつて許される最高利率は八%である。

アイオワ州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

カンサス州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

ケンタッキー州

法定利率は五%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

メイン州

法定利率は六%である。当事者は書面による合意により法定利率を超える利率を定めることができる。但し三〇〇ドルまたはそれを超えざる貸付金についての最高利率は一%としする。適法に認可された少額貸付機関は月三%の利率まで請求をすることができる。

メリーランド州

法定利率は六%である。最高利率も同じく六%である。但し適法に認可された者は月三・二分の一%を超えない限り三〇〇ドルまたはそれを超えざる貸付金につき法定利率を超える利率で予め利息を請求することができる。

マサチューセッツ州

法定利率は六%である。書面による特約によつて一〇〇ドルを超えざる貸付金は一八%を超えない利率を付することからできる。三〇〇ドルまたはそれを超えざる貸付金についての最高利率は州の長官が定めることができる。

ミンガン州

法定利率は五%である。書面による合意によつて許される最高利率は七%である。証券、社債等については、証券委員会又は証券委員会が一より高い利息を認許することからできる。

ネブラスカ州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

ペンシルベニア州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は八%である。

ストリー州

法定利率は六%である。書面による合意によつて許される最高利率は八%である。適法に認可された者は三〇〇ドルまたはそれを超えざる貸付金につき、これを超える利率を請求することからできる。

モンタナ州

法定利率は八%である。書面による合意によつて許される最高利率は一〇%である。但し適法に認可された貸付業者はこれを超える利率を請求することからできる。

ネブラスカ州

法定利率は七%である。特約により許される最高利率は一〇%である。





ロートアイランド州

法定利率は六%である。一般的最高利率も同じく六%であるが質屋業者に関して  
は特別な規定がある。

サウスカロライナ州

法定利率は七%である。書面による契約に明示された合意によつて許される最高利  
率は八%である。

サウスダコタ州

法定利率は七%である。契約により許される最高利率は一〇%である。

テネシー州

法定利率は六%である。最高利率も同じく六%である。但しテネシー州において行  
われ、且つ、州内に存する財産について設定された譲渡担保によつて担保された貸付  
については、利率は当該財産のある州において許される利率とする。また、会社、商  
事組合及び個人は、年清期二年以上、元利合計五〇、〇〇〇ドル以上の捺印金銭債務証  
書又は公正証書で先取権又は信託証書をもつて担保され、利息七、二分の一%とこ  
えないものを実行することができる。

テキサス州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は一〇%である。

ユタ州

法定利率は八%である。一般的最高利率は一三%である。但し一〇、〇〇〇ドルを超え  
る貸付金については書面による合意によつて第一の月は一ドルを余分に請求すること  
ができる。

ヴァージニア州

法定利率は六%である。最高利率も同じ。

ワシントン州

法定利率は六%である。一般的最高利率も同じく六%である。但し適法に認められ  
た銀行、仲介人または会社は三〇日間一%の二分の一の利率を以つて貸付を行うこと  
ができる。

ワシントン州

法定利率は六%である。書面による契約によつて許される最高利率は一三%である。

ウェストヴァージニア州

法定利率は六%である。一般的最高利率もまた六%である。但し銀行委員会(Bank  
Banking Commission)は三〇、〇〇ドルを超えない額につき月二%で貸付をなすことと  
許可することができる。

ワイスコンシン州

法定利率は六% 書面による契約によつて許される一般的最高利率は一〇%である。但し、銀行委員会 (Constitutional of Banking) は動産譲渡状 (Chattel Mortgage) 売買証書、動産質 (pledge) または貸金の譲渡によつて担保された貸付金によつて法定利率と超える利息を請求する許可をすることができ、小額貸付金は三%、三〇ドルまたはそれを超える貸付金によつては月三・二%の利息が許される。また、一〇%の利息の外一〇ドル以下の貸付金によつては七%、一〇ドルを超える貸付金によつては四%の手数料が許されている。信用組合はその借主に月一%を超える利率で利息を請求することができる。また、建築貸付協会によつて請求されるいかなる利率も高利ではない。

ファイオミンプ州  
法定利率は七%締約により許される最高利率は一〇%である。

